

官報

号外

平成二十三年六月九日

○第百七十七回 衆議院會議録 第二十六号

平成二十三年六月九日(木曜日)

議事日程 第十九号

平成二十三年六月九日

午後一時開議

第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第二 スポーツ基本法案(奥村展三君外十六名提出)

第三 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

第四 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出) 撤回の件

平成二十三年六月九日 衆議院會議録第二十六号

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件撤回の件

日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
日程第二 スポーツ基本法案(奥村展三君外十六名提出)

日程第三 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

日程第四 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案 内閣提出 撤回の件

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件撤回の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

内閣から、東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件の両件を撤回したいので、国会法第五十九條によつて承諾を得たいとの申し出があります。両件の撤回を承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、撤回を承諾することに決まりました。

日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長(横路孝弘君) 日程第一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を

求めるの件を議題といたします。
委員長の報告を求めます。国土交通委員長古賀一成君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔古賀一成君登壇〕

○古賀一成君 ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、平成十八年十月十四日から本年四月十三日まで北朝鮮船舶のすべての船舶の入港を禁止することとする閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、本年四月五日に入港禁止の期間を平成二十四年四月十三日まで一年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る五月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて承認すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案外一件撤回の件 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第二 スポーツ基本法案(奥村展三君外十六名提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第二、スポーツ基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長田中眞紀子さん。

スポーツ基本法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔田中眞紀子君登壇〕

○田中眞紀子君 たいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、そ

の主な内容は、次のとおりであります。

第一に、前文において、スポーツの意義、効果について明記し、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを明らかにするとともに、総則において、スポーツに関する基本理念、国、地方公共団体、スポーツ団体の責務、努力等を定めること、

第二に、国はスポーツ基本計画を定めなければならないこと、

第三に、基本的施策として、指導者の養成などの基礎的条件の整備、地域スポーツ振興のための支援などの環境整備、優秀なスポーツ選手の育成などの競技水準の向上に必要な施策を講ずること、

第四に、スポーツの推進に係る体制の整備、国の補助等について定めること、

第五に、政府は、スポーツ庁の設置等行政組織のあり方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずることなどであります。

本案は、五月三十一日奥村展三君外十六名から提出されたもので、同日本委員会に付託され、去る六月一日、遠藤利明君から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

日程第三 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第三、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長荒井聰君。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〔荒井聰君登壇〕

○荒井聰君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法は、阪神・淡路大震災におけるボランティア団体の活躍にかんがみ、平成十年に議員立法により成立し

たものであります。

現在、NPO法人は、その数四万二千法人を超えるに至り、全国において、特に三月十一日の東日本大震災後には被災地において、活発な活動をされております。しかし、NPO法人の約七割が財政上の問題を抱えるなど、いまだ多くの課題を抱えている現状にあります。

本案は、このような現状にかんがみ、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため、所要の法整備を行うものであります。

次に、本案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、NPO法人制度につき見直しを行うこととであり、NPO法人の活動分野に、新たに、観光や農山漁村等の振興を図る活動を加えることとしております。

また、二以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人の認証事務を、内閣府にかえて、主たる事務所の所在する都道府県知事が行うこととしております。

さらに、認証制度の柔軟化及び簡素化並びにNPO法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するための改正を行うこととしております。

第二点目は、NPO法人に対する寄附をより一層促進し、その財政基盤を確立させるため、現行の国税庁長官による全国一律の認定制度を改め、地域に根差した公益の増進に資するNPO法人を、都道府県知事または指定都市の長が地域の実情に応じて認定する新たな認定制度を創設するとともに、設立後五年以内のNPO法人で一定の要件を満たすものは仮認定を受けることができる制度を導入することとしております。

このほか、本案の施行期日は、平成二十四年四月一日とするものとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨八日、内閣委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第四 東日本大震災に対処して金融機関

等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)

○議長(横路孝弘君) 日程第四、東日本大震災に

対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長石田勝之君。

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤

の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石田勝之君登壇〕

○石田勝之君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災に対処して、金融機関等が国の資本参加を受けて適切な金融仲介機能を発揮できるよう、国の資本参加の申請期限を平成二十九年三月三十一日まで延長するほか、東日本大震災の影響により自己資本の充実が必要となった金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合の特例を設けるものであります。

また、協同組織金融機関の特性にかんがみ、今後の財務状況の見通しが必ずしもつきにくい協同組織金融機関について、国と中央機関が共同して資本参加を行う枠組みを設ける等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月三十一日当委員会に付託され、翌六月一日自見国務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨八日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席国務大臣

文部科学大臣 高木 義明君
国土交通大臣 大畠 章宏君
国務大臣 枝野 幸男君
国務大臣 玄葉光一郎君
国務大臣 自見庄三郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律
東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律

農林水産省設置法の一部を改正する法律

一、昨八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る三日、内閣から次の報告書を受領した。
犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十二年犯罪被害者等施策」に関する報告
一、去る三日、内閣を経由して公害等調整委員会委員長大内捷司君から、次の報告書を受領した。

公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十二年公害等調整委員会年次報告書
一、去る七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十二年高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告
高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十三年高齢社会対策」についての文書

子ども・若者育成支援推進法第六条の規定に基づく「平成二十二年子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告
環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十二年環境の状況」に関する報告
環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十三年環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十二年度循環型社会の形成の状況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十三年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十二年生物の多様性の状況」に関する報告

生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十三年生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

(要求書受領)

一、去る七日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に森田明君、市川玲子君及び大橋洋一君を任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、再就職等監視委員会委員長に羽柴駿君を、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、番敦子君及び笠京子君を任命したので、国家公務員法第百六条の八第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、預金保険機構理事に井上美昭君及び小幡浩之君を任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、公害等調整委員会委員に柴山秀雄君及び高橋滋君を任命したので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、中央更生保護審査会委員長に安倍嘉人君を任命したので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に石田浩二君を任命したので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、労働保険審査会委員に神尾真知子君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に森田朗君及び石津寿恵君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、土地鑑定委員会委員に鎌田薫君、石橋勲君、井出多加子君、緒方瑞穂君、白田佳子君、都築武保君及び光多長温君を任命したので、地価公示法第十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、運輸安全委員会委員に庄司邦昭君、横山鐵男君及び根本美奈君を任命したので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨八日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山本 幸三君(理事後藤田正純君去る一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

山岡 達丸君

石津 政雄君

湯原 俊二君 若井 康彦君

高井 崇志君 山崎 摩耶君

木村たけつか君 木内 孝胤君

吉野 正芳君 徳田 毅君

今井 雅人君 網屋 信介君

山崎 摩耶君 小野塚勝俊君

若井 康彦君 吉田 泉君

農林水産委員

若井 康彦君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

大串 博志君

勝又恒一郎君

(議案提出)

一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

国家公務員等の労働関係に関する法律案

公務員庁設置法案

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件

一、昨八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
(内閣委員長提出)

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

農林水産委員会 付託

(議案通知書受領)

一、昨八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

(議案撤回承諾書受領)

一、今九日、内閣から次の要求書を受領した。
内閣閣第一〇六号

平成二十三年六月九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

本年五月十三日に提出した東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案は、都合により撤回したいので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承諾を求めます。

内閣閣第一〇七号

平成二十三年六月九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

本年五月十三日に提出した地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件は、都合により撤回したいので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承諾を求めます。

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴う、JAS法に基づき「玄米及び精米品質表示基準」の改正に関する質問主意書(田中康夫君提出)

JAS法「生鮮食品品質表示基準」と「玄米及び精米品質表示基準」の整合性に関する質問主意書(田中康夫君提出)

公立学校施設の耐震化に関する質問主意書(木村太郎君提出)

東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本の伝統文化における大相撲に関する質問主意書(木村太郎君提出)

我が国のエネルギー環境が大きく変化する中で北海道・苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域の新たな利用方向に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

生活保護と不正受給の問題に関する質問主意書(馳浩君提出)

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方領土における日ロ経済協力に関する第三回質問主意書(浅野貴博君提出)

新たなエイズ(後天性免疫不全症候群)発症者数の増加に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛隊の国際貢献に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一票の格差に対する政府の見解に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

自殺者対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出放射能が検出された学校の屋外活動制限の基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出スポーツの国際競技力の向上に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出検察の在り方検討会議による提言「検察の再生に向けて」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日ロ経済協力に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出本格的な復旧・復興と日本再生に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一君提出地方公務員の給与削減に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出原子力発電所の地下立地に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君外一名提出米軍嘉手納基地戦闘機部隊の三沢基地移転に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する質問に対する答弁書

平成二十三年五月二十四日提出
質問 第一九七号

放射能が検出された学校の屋外活動制限の基準に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

放射能が検出された学校の屋外活動制限の基準に関する質問主意書

東日本大震災による福島第一原発事故を受けて、被災された地域の小中学校における屋外活動制限についての放射線量の基準値が「年間二十ミリシーベルト」に決定された。これについては一般人の年間許容限度の二十倍という高さの被ばく線量を目安としたことに対して極めて問題があると考えられる。

また「年間二十ミリシーベルト」という基準が決定された過程についても非常に不明瞭で問題があり、子どもたちの健康を守るためにはこの基準でよいのか、甚だ疑問である。

従って、次の事項について質問する。

一 どのような基準によつて「年間二十ミリシーベルト」と定められたのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、「年間二十ミリシーベルト」という基準値は妥当と考えるのか、菅内閣の見解如何。

三 二に関連し、「年間二十ミリシーベルト」とい

う基準値を設定したことによつて、子どもたちの健康にどのような影響があると考えられるのか、具体的に示されたい。

四 去る四月三十日、この「年間二十ミリシーベルト」という基準値の設定に関して、専門家でもある小佐古敏荘・東大大学院教授が強く抗議をし、内閣官房参与の職を辞した。小佐古教授は至極全うな意見が内閣に受け入れられなかったために辞任したと考えられるが、菅内閣の見解如何。

五 この基準値の決定に関しては、文部科学省から助言を求められた原子力安全委員会が正式な委員会も開かず、わずか二時間で文部科学省の基準値を妥当と回答していた。正式な委員会も開かずに政府の基準値を妥当と判断したことを適切と考えるのか、菅内閣の見解如何。

六 実際の学校現場では、政府が決定した「年間二十ミリシーベルト」ではなく、独自の基準値を設定している自治体や学校が多数見受けられるが、政府はその事実を把握しているのか。また学校現場で政府の基準値が高すぎて守られていない現実をどのように認識しているのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第一九七号

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出放射能が検出された学校の屋外活動制限の基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出放射能が検出された学校の屋外活動制限の基準に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

国際放射線防護委員会は、放射線に関する専門家から構成される国際組織であり、我が国においても、従来から、その勧告を放射線防護対策を講じる上での基礎として取り入れているものであるが、国際放射線防護委員会の平成十九年の勧告等においては、放射線による人体への影響について、疫学的な研究では、百ミリシーベルトより高い線量ではがんのリスクの可能性が高くなるとされるが、およそ百ミリシーベルトまでの線量ではがんのリスクが高まることは明らかにされていないとしつつ、公衆が受ける放射線の線量について、事故が継続している緊急時の状況においては急性で又は年間二十ミリシーベルトから百ミリシーベルトまで、事故収束後の状況においては年間一ミリシーベルトから二十ミリシーベルトまでを、それぞれの事態の対処に際して政府が参考とすべきレベルとして示している。また、国際放射線防護委員会は、今般の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、改めて、この「参考レベル」の使用を勧告したところである。政府としては、これを踏まえて総合的に検討した結果、事故収束後の「参考レベル」である年間一ミリシーベルトから二十ミリシーベルトまでを福島県内の学校等の校舎や校庭等に係る利用判断における暫定的な目安とするとともに、今後できる限り、児童生徒等が受ける放射線の線量を減らし

ていくことが適切であると判断したものであり、御指摘のように「年間二十ミリシーベルト」を「基準値」としたのではない。

政府においては、今年度、小中学校等において児童生徒等が受ける放射線の線量について、当面、年間一ミリシーベルト以下となることを目指すこととし、現在、福島県内の全ての小中学校等に積算線量を配布して、これにより、児童生徒等が実際に受ける積算線量のモニタリングを実施しているほか、福島県と連携し、福島県内の小中学校等の校庭等における空間線量率のモニタリングを実施するなどしているところであり、引き続き、児童生徒等の安全の確保に努めてまいりたい。

四について
お尋ねについては、個人の判断に関することであり、政府としてコメントする立場にない。

五について
「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」(平成二十三年四月十九日原子力災害対策本部策定)については、同日付けの原子力安全委員会からの助言を踏まえ策定したものであるが、原子力安全委員会においては、その内容について、同月九日以降、原子力災害対策本部の調整の下で本件の検討を行っていた文部科学省職員から数回にわたり説明を受けつつ、委員会として十分な検討を行っていたものであり、その上で、同月十九日付けの原子力災害対策本部からの助言要請に対し、同日開催された原子力安全委員会の会議において助言内容を決定し、これを原子力災害対策本部に伝えたものである。

六について

政府においては、一から三までについて述べたとおり、年間一ミリシーベルトから二十ミリシーベルトまでを福島県内の学校等の校舎や校庭等に係る利用判断における暫定的な目安とするともに、今後できる限り、児童生徒等が受ける放射線の線量を減らしていくことが適切であると考えている。各学校等において自主的な取組が行われていることは承知しており、政府としても、引き続き、児童生徒等が受ける放射線の線量を減らすよう努めてまいりたい。

平成二十三年五月二十四日提出
質 問 第 一 九 八 号

スポーツの国際競技力の向上に関する質問主
意書

提出者 馳 浩

スポーツの国際競技力の向上に関する質問
主意書

トップアスリートの育成強化において我が国の国家による戦略や支援体制が他国と比べても脆弱だと指摘される。オリンピック等の国際大会でも、我が国の国際競技力の低下により、国家戦略でスポーツに取り組んでいる国との差が広がった。国民生活でスポーツの影響や役割が多岐に広がる中、その象徴とも言えるトップアスリートの育成は、我が国のスポーツの振興、発展の為に重要な役割を果たすことが出来る。長期的な視点を持ち、国家戦略としてトップアスリートの育成強化、競技力の向上に取り組んでいくことが求められる。従って、次の事項について質問する。

一 スポーツは国民に対し、どのような影響や効果を与え、その役割を担っていると認識しているか、政府のスポーツに対する見解を示されたら。

二 我が国の、トップスポーツ育成強化に充てられている国の予算額を示されたい。

三 スポーツの果たす国民への影響力を鑑みると、国がスポーツの位置づけを明確にし、支援やバックアップの態勢を充実させていくことは明白である。我が国のトップスポーツ強化に用いられる予算は、他国に比べ脆弱であり、それが国際的な競技力低下に大きく関係していることを指摘する声もあるが、政府の認識を示されたい。

四 隣国、韓国では国家戦略によるオリンピックや国際大会でのメダル獲得に向けた取り組みで成果をあげた。トップアスリートの育成強化として、環境面、予算面から重点的にサポートを行い、選手が競技に集中できる体制を整えたことが、競技力の向上に表れている。我が国のトップアスリートを巻き込む環境や、支援体制は充分とは言えず、競技力向上を目指し国家戦略でスポーツに取り組んでいく必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 四を踏まえ、韓国のようにトップアスリート育成に向け、国際大会で活躍が期待される競技や選手に対する、選択と集中の考え方は我が国でも検討が必要があると考えられるか、政府の見解を示されたい。

六 我が国のオリンピック報奨金は、海外の先進国並びにアジア諸国と比較しても金額は少額な上、その後の生活の保障もなく見直しを求めている声が上がっている。財政面で潤沢な競技団体で

あれば、成績に応じた該団体からの報奨金が支給される場合もあるが、財政的に余裕の無い競技団体の選手には、JOCからの報奨金が頼りであり、今後の生活や活動の糧となる。アスリートが競技に打ち込み、その成果と結果が得られたならば、相応の対応、インセンティブを講じることが、競技力の向上にも反映されると考えるが、政府の見解は如何。

七 海外のスポーツ関係予算は、国費以外に、民間による企業や個人の寄付等がスポーツ振興やトップアスリート育成に大きな役割を果たしていることと承知している。我が国では、スポーツへの寄付の文化や風習がまだまだ根付いていない。企業や個人が寄付により、スポーツに参入し易い、税制や環境面の整備が必要と考えるが、政府の見解は如何。

八 ナショナルトレーニングセンターの利用料負担について、現状の施設使用料は財政面で厳しい競技団体には負担が大きく、充実した施設を自由に使うことが出来ない可能性が指摘される。施設使用料の軽減や無償化等について検討することも必要でないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第一九八号

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員馳浩君提出スポーツの国際競技力の向上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出スポーツの国際競技力の向上に関する質問に対する答弁書

一について

スポーツは、国民の心身の健全な発達や明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に重要な役割を果たすものと考えている。

二について

平成二十三年度予算においては、「日本オリンピック委員会補助」事業や「マルチサポートを通じたトップアスリートの育成・強化」事業など、競技力向上のための経費として、百五十四億五千七百三十六万二千円を計上しているところである。

三及び四について

各国間のスポーツの競技力の差については、様々な要因があると考えており、国の予算額がどのような影響を与えるかについては一概には言えないと考えるが、文部科学省としては、「スポーツ立国戦略」(平成二十二年八月二十六日文部科学大臣決定)において、オリンピック競技大会のメダル獲得数の目標を掲げつつ、世界で競い合ういわゆるトップアスリートの育成・強化に向けて取り組むこととともに、必要な予算措置を講じているところである。

五について

国際競技大会において活躍が期待される競技種目の選手等に対する支援については、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)がこれに加盟する競技団体の意見を踏まえて実施しているところ、文部科学省においては、JOCと連携し、オリンピック競技大会

でのメダル獲得が期待される競技種目に対して、スポーツ科学、医学、情報戦略など、多方面からの専門的かつ高度な支援を戦略的に行う「マルチサポートを通じたトップアスリートの育成・強化」事業等を実施しているところであり、今後とも、トップアスリートの育成・強化に努めてまいりたい。

六について

オリンピック競技大会において優秀な成績を収めた者に対しては、JOC等において報奨金が交付され、また、文部科学省において顕彰を行っているところであり、これらの取組は、我が国におけるスポーツの競技力向上に一定の役割を果たしているものと認識している。

七について

現在、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)等においては、企業や個人から広く寄附金を募り、スポーツ振興のための助成事業等を行っているところ、センター等に対する寄附金については税制上の優遇措置が講じられている。文部科学省としては、こうした社会全体でスポーツを支援することを促進する環境を整備することは重要と考えており、今後とも、広く国民のスポーツへの興味、関心を高めるための取組を進めてまいりたい。

八について

御指摘の「ナショナルトレーニングセンター」のトレーニング施設等の利用料金は、その設置者であるセンターが定めているものであるが、センターからは、この利用料金は、これらの施

設と同規模の公共スポーツ施設の利用料金とほぼ同額であり、現時点で減額することは考えていないと聞いている。

平成二十三年五月二十四日提出
質問 第一一九九号

検察の在り方検討会議による提言「検察の再生に向けて」に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

検察の在り方検討会議による提言「検察の再生に向けて」に関する質問主意書

障害者団体等を対象とした低料金の第三种郵便物制度に係る文書を偽造し、実態のない自称障害者団体「凛の会」に同制度を悪用させたとして、厚生労働省の上村勉元担当係長が一昨年逮捕された。右の事件に絡み、文書偽造を上村元係長に指示したとして、一昨年六月に逮捕された村木厚子元同省雇用均等・児童家庭局長の公判が昨年九月十日に行われ、無罪判決が下された。右の事件を受け、最高検察庁においてチームが組まれ、事件の真相解明に向けた作業が行われた。また法務大臣の私的諮問機関である「検察の在り方検討会議」においても、検察改革についての議論がなされ、本年三月末、「検察の再生に向けて」という提言(以下、「提言」という。)がなされた。右を踏まえ、質問する。

一 「提言」について、改めてその詳細を説明されたい。
二 「提言」の中で、知的障害者、少年、外国人等のいわゆる供述弱者を被疑者とする事件においては、取調べの全過程の録音・録画が幅広く試

行されるべきであり、特捜部等における取調べについても相当数の事件において確実に全過程の可視化がなされなければならないとの旨のくだりがあると承知する。現時点で、特捜部の取調べにおいて実際に全過程の可視化がなされた事例はあるか。

三 政府として、「提言」に沿って特捜部に限らず、今後検察庁における取調べにおいて、着実に全過程の可視化を実施していく考えはあるか。
右質問する。

内閣衆質一七七第一一九九号
平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察の在り方検討会議による提言「検察の再生に向けて」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出検察の在り方検討会議による提言「検察の再生に向けて」に関する質問に対する答弁書

一について

「検察の在り方検討会議」が取りまとめた「検察の再生に向けて」と題する提言においては、「検察の使命・役割と検察官の倫理」に関し、「検察官の倫理の基礎となる基本規程」を策定すべきであることなど、「検察官の人事・教育」に関し、「今日的な検察の使命・役割を一人一人の検察官が再認識するための「人材開発・育成・教育の改革」を行うべきであることなど、

「検察の組織とチェック体制」に関し、「従来のような重層的な決裁によるチェック」体制の充実強化を図るのみならず、これとは異なる「横の視点からのチェック体制」を構築すべきであることなど、「検察における捜査・公判の在り方」に関し、被疑者の取調べの録音・録画については、「検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大するべきである」ことなど、検察の再生及び国民の信頼回復のための多岐にわたる改革策が示されている。

二について

お尋ねの「現時点で、特捜部の取調べにおいて実際に全過程の可視化がなされた事例の有無をお答えすることは、個別具体的な事件における公表していない捜査の内容を推知させることとなる等の問題があるので、答弁することは差し控える。

三について

検察当局が本年二月二十三日に公表した「録音・録画試行指針」によれば、検察当局においては、立証責任を有する検察官の判断と責任において、「特別捜査部が取り扱う身柄事件捜査において、被疑者を逮捕・勾留する事件をいう。」に関し、被疑者の身柄拘束中の取調べについて録音・録画を試行することとしたものとして承知しているが、法務大臣は、一について述べた「検察の再生に向けて」と題する提言を受け、検察当局に対して、この試行においては、取調べの全過程の録音・録画を行った場合に何らかの弊害が生じることとなるのかといった問題点についての検討に資するよう、取調べの全

過程の録音・録画を含めて試行の対象とする。ともに、検察官の恣意を排した積極的な運用が確実に行われるような方策を講ずるなどすることとし、また、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおいても、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど様々な試行を積み重ねることなどを指示したところである。

検察当局においても、この指示を踏まえ、本年四月二十六日、「特別捜査部が取り扱う事件の取調べの録音・録画の試行に関する運用要領について」を発出するなどしており、積極的かつ柔軟に被疑者取調べの録音・録画の試行に取り組むものと承知している。

なお、法務大臣において、本年五月十八日、法制審議会に対して、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について諮問したところである。

平成二十三年五月二十五日提出
質問 第二一〇〇号

北方領土における日ロ経済協力に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土における日ロ経済協力に関する再質問主意書

本年二月十一日、モスクワを訪問した前原誠司

外務大臣は、ロシアのラブロフ外務大臣と会談（以下、「日ロ外相会談」という。）している。その前原大臣は、自身が外国人から政治献金を受け取っていたことへの責任を取る形で、三月七日、外務大臣を辞職し、九日、松本剛明外務副大臣が新外務大臣に就任している。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七七第九五号）を踏まえ、再質問する。

一 外務省HPに「日ロ外相会談」について、

「2 領土問題

（4）北方四島における共同経済活動について、日本の法的立場を害しない前提で何ができるかを日露双方のハイレベルで議論していくこととなった。」

との記述がなされている。「前回答弁書」では「北方四島における共同経済活動については、本年二月十一日の日露外相会談において、前原外務大臣から、我が国の法的立場を害さないという前提であれば議論する用意がある旨述べ、今後双方で議論していくこととなった。」との答弁がなされているように、北方四島における共同経済活動（以下、「経済協力」という。）は、前原前大臣からラブロフ大臣に提唱されたものであることが明らかにされている。本年三月二十三日の衆議院外務委員会における当方の質問に対し、松本大臣は、

「今御質問いただきました北方領土に関する協力の問題であります。まさに委員御質問にありましたように、私どもとしては、日本の法的立場を害さないという前提で何ができるかということを考えたい、こういう方針

を私は引き継いだというふうに理解をいたしております。

今後、私どもとしても、何ができるかを検討していく考えであると同時に、双方で議論をしていくことと二月の会談でなっているというふうに理解をしておりますので、しっかりと取り上げてまいりたいと思います。

また、三月の十四日だったというふうに思いますが、G8外相会談の際に、私自身もラブロフ・ロシア外務大臣と会談をさせていただきまして、この二月の前原大臣との外相会談におけるやりとりは確認をさせていただいたところである、このように御理解をいただけたらと思います」

と述べている。「経済協力」の必要性、北方領土交渉に及ぼす影響等、その意義につき、松本大臣はどのような見解を有しているのか、改めて説明されたい。

二 一の外務省HPに「経済協力」について「日露双方のハイレベルで議論していくこととなった。」とあることにつき、前回質問主意書で、現時点で日ロそれぞれの誰が担当となり、いつまでを目標にどのような議論がなされるのか、具体的な枠組みを問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、今後の検討及びロシア側との調整次第であり、現時点でお答えすることとは困難である。」との答弁がなされている。三月十一日、東日本大震災が発生したこと、またそれに伴い福島第一原発でも深刻な事故が発生し、未だ収束の兆しが見えないこと等、「日ロ外相会談」の頃と比較し、我が国を取り巻く国

内外の情勢は大きく変わっているが、「経済協力」は、停滞する一方の北方領土交渉を加速させるための一つの大きな打開策となり得ると考える。松本大臣として、これまで外務省事務方にどのような指示を出しているのか、現時点で右の事務方による作業、日ロ双方の交渉はどのような進捗状況にあるのか説明されたい。

三 本年五月十九日、韓国の国会にある「独島領土守護対策特別委員会」に所属する国会議員数名が、同月二十二日から我が国固有の領土である北方領土の国後島訪問を計画していることの報道があり、同月二十四日、計画は実行に移された。第三国の民意を代表する立場にある国会議員が、ロシアのビザ発給を受けて、つまりロシアの管轄権に服する形で、我が国固有の領土である北方領土を訪問したことに對する松本大臣の見解如何。

四 三のような事態に對する對抗策として、「経済協力」を実現し、北方領土における我が国のプレゼンスを高めていくことが、実効性があるものとする。松本大臣として、「経済協力」を一日も早く実現させるべく、種々作業を加速させる考えはあるか。

内閣衆質一七七第二〇〇号
平成二十三年六月三日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日ロ経済協力に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口経済協力に関する再質問に対する答弁書

弁書

一、二及び四について

外務省としては、北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないという前提で議論することとしており、何ができるかについて検討を続けているところであるが、お尋ねについては、今後の検討及びロシア側との調整次第であり、現時点でお答えすることは困難である。なお、一般論として申し上げれば、そのような共同経済活動が実施されるのであれば、ロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉のための環境整備等に資することが期待される。

三について

北方四島は我が国固有の領土であり、第三国国民があたかも北方領土に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごとき行為を行うこと、例えば、御指摘の事案のように大韓民国国会議員がロシア連邦の査証を取得して北方領土に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場から到底容認できず、我が国国民の感情を傷つけるものであり、大変遺憾であると考ええる。

平成二十三年五月二十五日提出
質問 第一二〇一号

本格的な復旧・復興と日本再生に関する質問
主意書

提出者 木村 太郎

本格的な復旧・復興と日本再生に関する質問
問主意書

先の報道によると、第一四半期GDP成長率は年率換算でマイナス三・七％、二〇一一年度の経済成長率は、東日本大震災の影響を受け、実質一・五％だったが、〇・五％に落ち込むとの見通しが示された。

政府・与党は、復興構想会議による「復興ビジョン」と「社会保障と税の一体改革」を本年六月にとりまとめ、それを踏まえて第二次補正予算案を策定するとして、同年八月以降になるというが、内憂外患の困難に及ぶこの時期において、今求められているのはスピードであり、国会の会期を延長し、徹底した本格的な復旧・復興に向けた国会審議を行うべきと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 「政府・与党は、菅政権が責任追及から逃れるため、六月二十二日の会期をもって閉会するのか」という声もあるが、国会を延長しない理由は奈辺にあるのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、第一次補正予算は、瓦礫撤去費用、仮設住宅の建設費など緊急を要する対策費が主たる内容であり、震災後の経済全般においては、なお逼迫し、予断を許さない状況である。日本再生へ向けた本格的な第二次補正予算に早急に取り組むことが必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

三 「社会保障と税の一体改革」と「第二次補正予算」について、お互い関連はあるものの、今回の大震災復興に向けて、臨時の財政需要に充当する財源調達とは別枠で処理するべきと考えるが、菅内閣の見解如何。

四 一、三に関連し、「大震災復興に向けて、特

例を設け「震災復興債」を発行し、別会計で処理するとともに数年後必要となるその償還財源を時限的な震災復興税によって賄うべき」との声があるが、菅内閣の見解如何。

五 一、四に関連し、「第二次補正予算の前身について、緊急的な第一次補正予算の不足分を補完し、各自自治体が要望している「復興一括交付金」を計上するとともに、執行の迅速化を図るため、当初において施策・事業が収斂されたものとそうでないものとに分けて予算化すべき」との声があるが、菅内閣の見解如何。

内閣衆質一七七第二〇一号
平成二十三年六月三日

衆議院議長 横路 孝弘殿
菅 直人

衆議院議員木村太郎君提出本格的な復旧・復興と日本再生に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出本格的な復旧・復興と日本再生に関する質問に対する答弁書

書

一について

国会の会期の延長を行うか否かについては、国会において判断されるものであることから、政府としてお答えする立場にない。

二及び五について

今後の補正予算については、東日本大震災復興構想会議における創造的復興についての議論

等を踏まえ、講ずべき施策の必要性、緊急性等を見極めつつ検討を行ってまいりたい。

三及び四について

東日本大震災からの復興のための財源については、従来の国債と区別して管理しその消化や償還を担保した復興のための国債の発行等も含め、復旧・復興と財政健全化の両立を図る観点から、今後、歳入・歳出の両面にわたり幅広く検討することとしており、他方、社会保障・税一体改革については、本年六月末までに成案を得ることとしている。これらが全体として整合的なものとなるよう取り組んでまいりたい。

平成二十三年五月二十五日提出
質問 第一二〇二号

地方公務員の給与削減に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

地方公務員の給与削減に関する質問主意書
平成二十三年五月二十二日の朝日新聞四面に、「地方も給与削減を」との記事(以下「本記事」という。)が掲載された。これは地方交付税という地方固有の貴重な収入にかかわる事項について、表面的には地域主権を謳っている民主党政権が、中央からの一方的な押し付けで削減を強要する可能性を示すものであり、「地方に厳しい民主党政権」という本質を示したものであると認識する。

これを踏まえて、次の事項について質問する。
一 本記事中に、「少なくとも地方交付税、義務教育費国庫負担金の国費負担を下げるべきだ」と野田財務大臣が閣僚懇談会で発言したとあるが、事実かお聞かせいただきたい。また、事実であれば、野田財務大臣の発言は、財務省の見

解と理解するが、それでいいのかお聞かせいた
だきたい。

二 地方公共団体へ交付する地方交付税の総額
や、義務教育にかかる経費の国庫負担の割合に
ついては、それぞれ法律により規定されてい
ると理解しているが、事実関係をお聞かせいた
だきたい。また、これらに關し法律に規定して
いる内容をお教えいただきたい。また野田財務大
臣の主張する地方公共団体の交付税削減及び義
務教育費国庫負担率の引き下げを実現するため
に改正が必要な法律の關係条項及び改正内容を
網羅的に教えいただきたい。

三 いわゆる三位一体の改革に際し、義務教育費
国庫負担率の引き下げが行われたときに、国庫
負担率が二分の一から三分の一への引き下げが
行われると国が義務教育に対する責任を果たせ
なくなる旨の主張を文部科学省が行っていたと
承知しているが、三分の一からさらに引き下げ
する場合、国の責任を果たすことが可能にお教え
いただきたい。

四 仮に、地方交付税の交付額が下げられた場
合、地方公共団体は地方公務員の給与を連動し
て下げなければならないのかお教えいただきた
い。例えば地方交付税の減額分を地方公務員の
給与の削減ではなく、投資的経費削減で穴埋め
する場合は国からの指示に従わなかったとして
法令違反に当たるのかお教えいただきたい。ま
たその場合に補助金や特別交付税の減額や起債
の制限等、何らかのペナルティが科せられる可
能性があるのであれば、その具体的な内容をお
教えいただきたい。

五 地方交付税の減額分を投資的経費削減で穴埋

めするなどした場合、地方経済、ひいては我が
国経済に深刻な影響を与えうると考えるが、政
府の見解をお教えいただきたい。また、地方交
付税の減額を受けて地方公務員の給与削減を行
うことが地域経済に与える影響についても併せ
てお教えいただきたい。

六 義務教育に係る経費は、学級編成基準等が国
により定められていることにより、地方公共団
体の裁量により左右できる部分が少ないのでは
ないかと考えるが、政府の見解をお聞かせいた
だきたい。仮にそうだとすれば、国の負担割合
を引き下げることが単に国の負担の地方への転
嫁に過ぎず、また逆に地方公共団体の裁量に基
づく部分が大きいので、その部分を無駄とし
て削減することを意図するのであれば、大変厳
しい財政状況下での地方公共団体の懸命な取組
みを踏みにじる暴挙であると考えてるが、政府の
見解をお聞かせいただきたい。

七 本記事中に「国がやったから自治体も一律
何%下げろなんて全く愚策」との片山総務大臣
の記者会見でのコメントが掲載されているが、
この発言の事実関係及び片山総務大臣の現在の
認識に關してお教えいただきたい。また、本
記事中に菅総理は「まずは国が国家公務員の給
与を下げることで」と周囲に語っているところ
が、その事実関係及び菅総理は、地方交付税の
交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担率の
引き下げを考えているのかいないのか、二者択
一でお答えいただきたい。

八 これまで、地方公共団体は職員の給与削減等
の歳出削減努力を惜しまず行い、かなりの成果
を挙げていると認識するが、本年四月一日時点

において地方公共団体独自に職員の給与削減
(給与カット)を行っている地方公共団体名及び
給与削減の内容を網羅的に教えいただきたい。
また総務省としてはこのような義務的経費
に属する職員給与を独自に削減せざるを得ない
地方公共団体が少なからず存在する地方財政の
現況についてどう認識されているかお教えいた
だきたい。

九 財政制度等審議会では頻繁に「地方にはまだ
無駄があり、地方交付税を削減すべき」との議
論がなされているが、財務省の現在の地方財政
の状況に対する認識をお教えいただきたい。

十 東日本大震災後、国は多くの被災地及び被災
者支援策を講じているが、東日本大震災が天津
波等による直接的な被災がなかった他の地域、
特に西日本に対して与えた経済・社会的な影響
とそれによる地域経済の落ち込みに対する政府
の見解をお聞かせいただきたい。直接的な被害
がなかった地域の余力を奪ってしまつては日本
全体が沈没してしまう大恐慌となつてしまう。
地方公務員の給与削減を意図した地方交付税の
削減により、全国の地域経済等を落ち込ませる
のではなく、逆にこうした地域に経済対策を講
じ、経済成長の牽引役を担ってもらふことによ
り、日本経済全体を回復に戻すことが必要であ
ると考えるが、政府の見解をお聞かせいただき
たい。二次補正以降の補正予算に、直接的な被災
地以外の地域に対する経済対策を盛り込むこ
とを考えておられるかについてもお教えいた
だきたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第二〇二号
平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出地方公務員の給与削
減に關する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出地方公務員の給
与削減に關する質問に対する答弁書

一について
御指摘の事実はない。

二について
「地方公共団体へ交付する地方交付税の総額」
については、地方交付税法(昭和二十五年法律
第二百一十一号)第六條等において、地方交付税
の総額を規定している。

公立義務教育諸学校の教職員の給与費につい
ては、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法
律第三百三十三号)第二條において、国はその経費
の三分の一を負担すると規定している。

また、お尋ねの「野田財務大臣の主張する地
方公共団体の交付税削減及び義務教育費国庫負
担率の引き下げを実現するために改正が必要な
法律の關係条項及び改正内容」については、一
について述べたとおり、お尋ねの前提となつ
ている事実はないため、お答えすることは困難
である。

三について

義務教育費国庫負担率を「三分の一からさら
に引き下げる場合」を前提とした仮定の御質問
にお答えすることは差し控えたいが、義務教育

費国庫負担金は、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について、国がその三分の一を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上について、国が一定の責任を果たしているものと認識している。

四について

地方公共団体の職員の給与については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条の規定により、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、当該地方公共団体の条例で定めることとされている。

また、「地方交付税の交付額が下げられた場合」を前提とした仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、地方交付税は使途の定めのない一般財源であり、国は、その交付に当たり、条件を付け、又は使途を制限してはならないとされていることから、国は、地方公共団体に対し、地方交付税の交付に当たり、特定の支出の削減を義務付けることはできない。

五について

「地方交付税の減額」を前提とした仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、地方公共団体による投資的経費や地方公務員給与の削減は地域経済に対して何らかの影響を与える要因になり得るものと考えているが、一方で、削減により確保した財源の活用については、様々な対応が考えられるため、全体として地域経済に対してどのような影響を与えるかについては、一概に申し上げることは困難である。

六について

御指摘の「地方公共団体の裁量により左右できる部分が少ない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公立義務教育諸学校の教職員に係る人件費については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)による学級編制の標準等に基づく教職員定数を算定の基礎としているところである。

また、義務教育費国庫負担金について「国の負担割合を引き下げること」を前提とした仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

平成二十三年五月二十日の記者会見において、片山総務大臣は、「国がこうやったから自治体も一律現状から何パーセント下げろなんてことを仮にやるとしたら、それはもう全く愚策なのですよね」との発言をしている。総務省としては、この発言のとおり、地方公共団体に対して、今後、国会において法案の御審議をお願いすることとしている国家公務員の給与の引下げ(以下「国家公務員給与引下げ」という。)と同様の引下げを要請することは考えていない。

また、菅内閣総理大臣が「周囲に語つた」とされる記事の部分については、政府として、その事実関係の有無について申し上げる立場にはない。さらに、地方公共団体の職員の給与については四についてで述べたとおりであり、お尋ねの「地方交付税の交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担率の引き下げ」を手段とすることを含め、国家公務員給与引下げと同様の引下げを地方公共団体に強制することは考えていない。

八及び九について

平成二十三年四月一日現在の地方公共団体における独自の給与削減措置の状況については、調査中であり、現時点でお答えすることは困難である。

なお、総務省が実施した「平成二十二年度給与削減措置の状況調」によれば、平成二十二年四月一日現在において、全地方公共団体の五十八・九パーセントに当たる千五百九十九団体が、独自に何らかの給与削減措置を実施しており、当該措置による影響額は、二千八百八十八億円である。お尋ねの「地方公共団体名及び給与削減の内容」を網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、島根県においては、一般職の給料について部次長級(九級及び八級)十パーセント、課長級(七級及び六級)八パーセント、その他の職員(五級から一級六パーセント)の削減、管理職手当について部次長級(九級及び八級)二十五パーセント、課長級(七級及び六級)二十パーセントの削減等を実施している。

総務省としては、地方財政は、地方税収が十分に確保されない中であつて社会保障関係費の増加や公債費が依然高水準であることなどにより、極めて厳しい状況にあるものと認識している。このような中、多くの地方公共団体においては、人事委員会等の勧告水準を下回る水準とする独自の給与削減措置を行い、自主的に財政健全化などの改革の取組を実施している。

また、地方財政が厳しい状況にあるという認識については、財務省も同様である。

十について

東日本大震災により、企業の生産活動の面では、原材料や資機材の供給不足などにより操業に支障が生じる一方、需要面では、消費者マインドの冷え込みや自粛ムードにより消費が減少するなど、被災地以外においても影響がみられている。

政府としては、「政策推進指針」日本の再生に向けて(平成二十三年五月十七日閣議決定)に基づき、経済循環を早期に修復するなど、東日本大震災がもたらした制約を順次、確実に克服するとともに、新たな成長を実現する取組を強化し、日本経済の潜在的な成長力を回復するよう取り組むこととしており、平成二十三年度第二次補正予算については、講ずるべき施策の必要性・緊急性など、その中身や時期を見極めつつ検討してまいりたい。

平成二十三年五月二十五日提出
質問 第一一〇三号
原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問主意書

平成二十三年五月二十五日の衆議院経済産業委員会において、近藤三津枝議員が「原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキ」の所管省庁を質問したのに対し、政府側は五月二日に関係省庁が集まり当面の指針を取りまとめたとの答弁に留まり、所管省庁及び今後の進め方については明らか

にされなかった。「放射能を帯びたガレキ」の処理は、被災地の復興を進める上で重要であり、ついで、以下三項目にわたり、確認のため質問する。

一 「原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキ」を規制する法律はないのか、確認する。

二 「原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキ」の所管省庁はないのか、確認する。

三 内閣において「原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキ」を規制する法律案を作成、提出する準備は進めていないのか、確認する。右質問する。

内閣衆質一七七第二〇三号

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問に対する答弁書

一 について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）においては、放射性物質及びこれによって汚染された物については、同法の適用を受ける廃棄物には含まれないとされている。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年

法律第百六十六号）においては、原子力発電所等の敷地外に存在する、放射性物質によって汚染された物の廃棄は想定されていないところである。

二及び三について

お尋ねについては、まずは現在問題となつてゐる、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質で汚染されたおそれのある福島県内の災害廃棄物の具体的処理方法について、環境省が関係省等と連携して検討しているところであり、恒久的な枠組みについては、今後検討してまいりたい。

平成二十三年五月二十五日提出
質問 第二一〇四号

原子力発電所の地下立地に関する質問主意書

提出者 山本 拓

原子力発電所の地下立地に関する質問主意書

一 電気事業者が、原子力発電所の地下立地の申請を経済産業大臣に提出した場合、政府として受諾するか。
右質問する。

内閣衆質一七七第二〇四号

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出原子力発電所の地下立地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出原子力発電所の地下立地に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「原子力発電所の地下立地の申請」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力発電所の立地に当たっては、電気事業者から経済産業大臣に対し、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十六条の五の規定に基づき環境影響評価方法書の届出がなされ、また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）以下「原子炉等規制法」という。第二十三条第一項の規定に基づき原子炉の設置許可の申請書が提出されることとなる。そして、同方法書及び同申請書が、記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること等の形式上の要件に適合しているときは、同大臣は、それぞれ電気事業法及び原子炉等規制法の規定に基づき審査を行うこととなる。

平成二十三年五月二十六日提出
質問 第二一〇五号

米軍嘉手納基地戦闘機部隊の三沢基地移転に関する質問主意書

提出者

木村 太郎

江渡 聡徳

米軍嘉手納基地戦闘機部隊の三沢基地移転に関する質問主意書

鳩山前総理の米軍普天間飛行場の移設問題に端を発し、昨年のAPECでは米国オバマ大統領と

の会談においての「日米同盟に関する共同文書」は今春に持ち越され、さらに現政府自らの政局混迷の最中、三月十一日の東日本大震災という国難に遭遇した。

米軍普天間飛行場の移設問題の迷走は、これまで日米同盟の機軸を空洞化してきた民主党政権の責任放棄であることは論を俟たない。米軍は被災地支援のため「トモダチ作戦」を展開し、震災対応では連携を深めたものの、現政権により冷えた日米関係を察知し、その間隙を縫って中国、ロシアが激岸な振る舞いに出てきたことは明白であり、特に東日本大震災発生後において、ロシア機や中国機が日本領空に接近し、空自戦闘機が緊急発進しており、日本外交は、根本からの立て直しが急務である。

係る時、報道によると、米軍普天間飛行場を米軍嘉手納基地へ統合する案を提言した米上院・レビン軍事委員長らが、米軍嘉手納基地の戦闘機部隊を米軍三沢基地へ移転することが有力とし、日本側の外交関係者に伝えていたことが判明した。日米同盟はアジアにおける紛れもない公共財であり、早急に「日米合意」がなされなければ、米国はおろか、世界に信頼を損ね悪影響が及ぶことを強く懸念するものである。

従って、次の事項について質問する。

一 米上院・レビン軍事委員長らが、嘉手納基地の戦闘機部隊を米軍三沢基地へ移転することが有力とし、日本側の外交関係者に伝えていたことは事実なのか明らかにされたい。

二 一に関連し、事実の有無に関わらず事案発生時においては、米軍三沢基地における戦闘機数の増加による騒音、負担等の問題について、そ

の都度三沢市を始め関係自治体及び関係機関に情報公開し、意見を求めることが早急に必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

三 一と二に関連し、先般、国会日程を押してまで訪米した松本外務大臣であったが、日米安全保障協議委員会(2+2)そのものの日程はおろか、菅総理訪米への道筋さえもつかなかった。

沖繩の米軍普天間飛行場移設問題について、名護市辺野古に作る代替施設の「位置・配置・工法」を決定するとなっていた昨年五月の「日米合意」は依然放置されたままになっていると考えるが、菅内閣の見解如何。

四 一と三に関連し、これまで米国は昨年五月の「日米合意」を順守するよう我が国に求めていたと認識している。しかし一方では、今回の米上院・レビン軍事委員長らの考えが示されることの原因をどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五 一と四に関連し、米上院・レビン軍事委員長が日米合意の現行案について、「日米両国は実現不可能と理解しながら、公にすることを躊躇っている。両国民に対して不正直だ」と主張していることをどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六 東日本大震災発生後において、ロシア機や中国機が日本領空に接近し、空自戦闘機が緊急発進するなど、周辺国を巡る安全保障の環境が緊張している中、米軍三沢基地の位置づけをどのように認識しているのか、菅内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第二〇五号
平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君外一名提出米軍嘉手納基地戦闘機部隊の三沢基地移転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君外一名提出米軍嘉手納基地戦闘機部隊の三沢基地移転に関する質問に対する答弁書

一について

レビン米国上院軍事委員会委員長から我が国政府に対して、御指摘のような考えが伝えられたという事実はない。

二について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたが、政府としては、三沢飛行場の安定的な使用を確保するためには、地元の理解と協力を得ることが重要であると考えており、関係地方公共団体等への情報提供等については、今後とも適切に対応していく考えである。

三について

平成二十二年五月二十八日の日米安全保障協議委員会(SCC)の共同発表においては、普天間飛行場の移設計画について、「普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するために、閣僚は、代替の施設の位置、配置及び工法に関する専門家による検討を速やかに(いかなる場合でも二〇一〇年八月末日までに)完了させ、検証及び確認を次回のSCCまでに完了させることを決定した。」とされている。政府として

は、この共同発表に基づき、普天間飛行場の移設に取り組んでいるところである。

四及び五について

御指摘の「考え」及び「主張」については、米国議会の議員によるものであり、我が国政府として見解を述べることは差し控えたい。

六について

三沢飛行場に所在する部隊を含め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)第六条の規定に基づき我が国に駐留する米国軍隊は、その抑止力を通じて我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していると認識している。

平成二十三年五月二十六日提出
質問 第一一〇六号

米軍嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

米軍嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問主意書

去る五月二十日、米軍嘉手納基地を運用する第十八航空団の救難隊員二十七人が、政府、沖縄県、地元自治体などへの事前通告もないまま、同基地内でパラシュート降下訓練を実施した。米軍普天間飛行場の「嘉手納統合案」がにわかに再浮上し、地元自治体、周辺住民の反発が強まっている中での訓練強行に強い怒りを隠せない。
嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練は、今年二月にも沖縄県や地元自治体の再三再四にわたる中止要請を無視する形で強行されたばかりである。同基地での訓練頻度が右肩上がりである実態を鑑みるに、米軍は「既成事実を積み重ねることとで、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練を恒常化させるつもりではないか」と疑わざるを得ない。

そもそも、パラシュート降下訓練は、一九九六年の日米特別行動委員会(SACO)で読谷補助飛行場から伊江島飛行場への移転が日米間で合意されている。米軍側は嘉手納基地でのパラシュート降下訓練を強行する度に「例外的な措置」と釈明・弁解するが、そのような言い訳を信じる沖縄県民は、いまや一人もないことを日米両政府は理解すべきである。

以下、質問する。
一 政府は、去る五月二十日の嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練について、米側から事前通告を受けたのか。受けたのであれば、通告日時および通告してきた米側機関、通告を受けた日本側機関を明らかにされたい。

二 一について、米側から通告を受けていないのであれば、無通告での訓練強行に政府として米側に抗議をしたのか。その日時、抗議先、内容等を含めて明らかにされたい。
三 政府は、米軍が嘉手納基地で訓練を実施した理由および無通告で訓練を実施した理由について、米側からいかなる回答(照会結果)を得ているのか、詳細を明らかにされたい。

四 政府は、訓練に関して、米軍が発出した声明文(STATEMENT(Friday))、(以下、声明文という)の存在を承知しているか、明らかにされたい。

五 声明文は、訓練実施について「伊江島（補助飛行場）における天候が要因ではなかった」とする

一方で、「例外的な措置」としている。天候不良以外の「例外」とはいかなる場合を指すのか、嘉手納基地で訓練を実施せざるを得ないと政府が認める具体例を全て明らかにしたうえで、「例外」の根拠を示されたい。

六 度重なる嘉手納基地における訓練は、もはや「例外的な措置」とは呼べないと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 声明文は「嘉手納基地は、日本政府に了承された（パラシュート）降下地帯」としているが、政府はいづ、いかなる日米協議を経て、「了承」に至ったのか詳細を明らかにされたい。

八 去る五月二十五日、嘉手納基地第十八運用群のデービッド・ナホーム司令官は、地元自治体首長らの抗議の席上、訓練を事前通告しなかったことに対し、「飛行訓練も事前通告はしていないので必要ない」との認識を示したという。

一方で五月二十日、嘉手納基地司令官のウィルスバック准将は同首長らに対し、「全ての訓練を日本側に通告するわけではない」との見解を示したとのことである。在沖米軍がパラシュート降下訓練を実施する場合、日本側への事前通告が義務づけられているのか否かについて、その法的根拠を含めて明らかにされたい。なお、同訓練実施に関し、伊江島補助飛行場とその他の米軍施設内で、事前通告の必要の有無が異なるのであれば、その法的根拠まで示されたい。

九 八について、事前通告なしでの訓練実施が日米間の合意違反に該当するのであれば、米側に抗議のうえ、事前通告の徹底を申し入れるべき

と考えるが、政府にその意思はあるか、態度を明らかにされたい。

十 米軍のパラシュート降下訓練に係る一九九六年のSACO合意を見直し、伊江島補助飛行場で確実に実施するための具体的な方策を日米間で協議すべきと考えるが、政府にその意思はあるか、態度を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第二〇六号
平成二十三年六月三日

衆議院議長 横路 孝弘殿 直人
衆議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問に對する答弁書

一及び二について
本年五月二十日の嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練については、米側から近日中に行いたいとの連絡は受けていたが、同日に行うとの事前の通報はなかったことから、同日、米側に対し、連絡を密にすべき旨等の申入れを行った。

三について
米側によれば、最近、天候の影響等により伊江島補助飛行場における訓練を中止せざるを得ない状況が続いたことから、重要な救難任務の能力訓練を確保する上で、今回、より安定的に訓練を実施することが可能な嘉手納飛行場を例

外的に使用せざるを得なかったとのことである。

四について
御指摘の声明文については承知している。五から七までについて

日米両政府は、平成八年十二月二日に発表された「沖繩に関する特別行動委員会の最終報告（以下「SACO最終報告」という。）において伊江島補助飛行場に移転することとされたパラシュート降下訓練については、引き続き基本的に同補助飛行場で実施し、嘉手納飛行場はあくまでも例外的な場合に限り使用するとの認識で一致している。かかる認識については、平成十九年一月二十五日に開催された、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二十五条一の規定に基づき設置された合同委員会で確認されている。なお、御指摘の「嘉手納基地は、日本政府に了承された（パラシュート）降下地帯」である旨の記述については、かかる認識を表したものと考えられる。

いかなる場合がお尋ねの「例外」に該当するかについては、個別の事例ごとにその具体的な事情に則して判断する必要があるが、あらかじめ一概に述べることは困難であるが、本年五月二十日の嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練については、三について述べたとおりである。なお、御指摘の「伊江島（補助飛行場）における天候が要因ではなかった」旨の記述については、訓練当日の伊江島の天候とは直接関係がないとの趣旨であると考えられる。

八及び九について
米軍は、伊江島補助飛行場や嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を行う場合に、我が国政府に事前に通報することが義務付けられているわけではない。

十について
五から七までについて述べたとおり、日米両政府は、SACO最終報告において伊江島補助飛行場に移転することとされたパラシュート降下訓練については、引き続き基本的に同飛行場で実施し、嘉手納飛行場はあくまでも例外的な場合に限り使用するとの認識で一致しているところ、我が国政府として、御指摘のような協議を米側と行う考えはない。

平成二十三年五月二十六日提出
質問 第二一〇七号
尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する質問主意書

証言に関する質問主意書

昨年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹其雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木亨次席検事は、その詹船長を処分保留として釈放することを発表した。詹船長は翌二十五日午前一時半過ぎに釈放され、中国政府のチャーター

機で帰国した。右につき、那覇検査審査会は本年四月十八日、「不起訴は不当で、起訴を相当とする」との議決をした。その船舶長が本年五月二十二日、香港紙のインタビューを受け、昨年九月、連行される際に日本の海上保安庁職員から、右肩を殴られる、左脚を蹴られるといった暴行を受けた、また海上保安庁の巡視船の方から故意に衝突してきた、更には取調べの期間中は、深夜まで眠ることが許されず、「尖閣諸島は日本の領土だ」とする文書に署名することを強要されたとの証言(以下、「証言」という。)をしたとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 「証言」の詳細な内容を政府は把握しているか。

二 「証言」に対する政府の見解如何。右の内容は事実か。

三 「証言」について、海上保安庁広報室は、署名の強要など報道されているような内容はありえない」とのコメントを出していると新聞報道にあるが、二で、「証言」が事実でないのならば、政府として正式に「証言」を否定するコメント、談話を出しているか。右質問する。

内閣衆質一七七第二〇七号

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、お尋ねの「証言」に係る事実関係については把握しておらず、「証言」に対する見解をお示しすることは困難であるが、いづれにしても、御指摘の事件については、捜査当局において、適正に捜査を行い、御指摘の中国漁船の船長が当該漁船を故意に海上保安庁の巡視船に衝突させたと判断したと承知している。

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出菅内閣の原子力エネルギー政策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一郎君提出地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一郎君提出「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高市早苗君提出統一地方選挙投票日直前に児童・生徒に配布された菅直人内閣総理大臣等のメッセージに関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出一票の格差に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出消費税増税に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出被災地の仮設住宅に関する質問に対する答弁書

衆議院議員野田聖子君提出東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償及び当該事故を起因とするエネルギー政策の見直し等に関する質問に対する答弁書

平成二十三年五月二十七日提出
質問 第二一〇八号

菅内閣の原子力エネルギー政策に関する再質問
問主意書

提出者 木村 太郎

菅内閣の原子力エネルギー政策に関する再質問主意書

本年五月十一日提出、菅内閣の原子力エネルギー政策に関する質問主意書(質問第一七三号)

で、菅総理が浜岡原発全面停止を要請したことを受け、原子力エネルギー政策の要を担っている我が青森県においての不安を払拭する観点から、国の対応について質したが、同年五月二十四日受領、答弁第一七三号(内閣衆質一七七第七三三号)

において、一部の誠意は見られたものの、その後、菅総理の発言等に矛盾が見受けられ、特に、資源小国として我が国は非核兵器国の中で例外的に核燃料サイクルを保有している観点から、更なる確認が必要と判断した。

五月十六日の衆議院予算委員会における私の質問に対して、エネルギー基本計画の白紙、見直し方針を表明している菅総理が、六ヶ所村で進められている日本原燃・核燃料サイクル事業について、原子力政策上極めて重要との認識を示したところである。しかし、その翌十七日、日本共産党

の志位委員長が総理官邸において、菅総理と会談した際、「青森県六ヶ所村の最終施設に持つていくサイクルが機能しない状況になっている。それを含め白紙からエネルギー基本計画を見直したい」と述べ、僅か一晚過ぎた時点で、予算委員会での答弁と全く矛盾する内容を聞くこととなり、不安を益々煽る結果となった。

従って、次の事項について再度質問する。

一 五月十七日、日本共産党の志位委員長が総理官邸において、菅総理と会談した際、総理は「青森県六ヶ所村の最終施設に持つていくサイクルが機能しない状況になっている。それを含め白紙からエネルギー基本計画を見直したい」と述べたと聞く。前日の衆議院予算委員会における私に対する答弁と矛盾すると考えるが、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、青森県六ヶ所村の最終施設に持つていくサイクルが機能しないとは、どのような状況なのか具体的かつ明確に示されたい。

三 一・二に関連し、僅か一晚過ぎた時点で、予算委員会での答弁と全く矛盾する内容を聞くこととなり、不安を益々煽る結果となった。資源小国である我が国の原子力エネルギー政策に重要な位置を占める核燃料サイクル事業について、明確な方向性を早急に閣議決定すべきと考えるが、菅内閣の見解如何。

四 五月二十四日受領、答弁第一七三三号(内閣衆質一七七第七三三号)において、東北電力東通原発一号機に關し、「東京電力・福島第一原発事故の原因となった十五メートル程度の津波により、炉心及び使用済み燃料の損傷を防止し、多量の放射性物質の放出といった事態を避ける

ことができることを確認している旨があるが、東京電力・福島第一原発事故は、地震にはその耐久性は証明され、非常用電源が津波によって全電源喪失に至ったものと解釈してよいのか、菅内閣の見解如何。

五 一部の自治体によつては、建設中の原発が東日本大震災により工事が休止され、当初計画の運転開始時期が遅れ、財政運営に支障が出ているが、国としてどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

内閣衆質一七七第二〇八号

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出菅内閣の原子力エネルギー政策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出菅内閣の原子力エネルギー政策に関する再質問に対する答弁書

一について

政府としては、核燃料サイクルの在り方について白紙で見直すこととしたことはない。

二について

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設が竣工していない状況を指したものである。

三について

現在最も重要なことは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)の事故をいかに収束させるかとい

うことであり、政府として、事態の収束に最善を尽くしているところである。その上で、事故の原因について徹底的な検証を行いつつ、核燃料サイクルの進め方を含む今後のエネルギー政策の在り方について、国民各層の御意見を踏まえて検討を進めてまいりたい。

四について

福島第一原子力発電所の事故原因について、これまで得られた情報に基づく現時点での経済産業省原子力安全・保安院の見解は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日の東北地方太平洋沖地震の発生時に運転中であつた第一号機から第三号機までについては、原子炉は制御棒挿入を経て正常に自動停止し、原子炉を冷却するための動作を開始した。また、全ての号機において外部電源を喪失したが、第四号機に附属する定期検査中の一台を除く全ての非常用ディーゼル発電機が正常に起動した。その後、津波の到達により、第六号機に附属する一台を除く全ての非常用ディーゼル発電機の機能を喪失し、同号機及び同号機から電源融通を受けることができた第五号機を除く第一号機から第四号機までにおいて、全交流電源を喪失するに至った。

五について

現時点において、東日本大震災後に工事が休止したため運転開始時期が遅れが生じている建設中の原子力発電所は、中国電力株式会社島根原子力発電所第三号機のみであるが、同号機の運転開始時期の遅れにより関係地方自治体の財政運営に支障が出ているか否かについては承知していない。

平成二十三年五月二十七日提出
質 問 第 一 一 〇 九 号

地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する再質問主意書

提出者 橘 慶一郎

地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する再質問主意書

平成二十三年五月十三日の「地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する質問主意書」に対し、内閣から同年五月二十四日付けで送付された答弁書(内閣衆質一七七第七一九号)によれば、「国が委託事業を募集する際に作成する要領等は、予算を執行する各省各庁の責任において作成され、一般に、委託事業に要する物品の購入又は借上げの判断は、当該委託事業の実施に当たり最も効率的な方法を検討の上決定されるべきものであつて、「物品の購入が当然に許されない」ということはないと考えている」とのことであつた。ついては、国の単年度の委託事業において、複数年度にわたり使用可能な耐久性の高い物品を購入することが、会計及び財産管理に係る法令や会計検査の観点から、どのような場合に許されるのかという点に関して、以下三項目にわたり質問する。

一 国の単年度の委託事業において、複数年度にわたり使用可能な耐久性の高い機械設備等を購入することは、可能と考えてよいのか。

二 一に關して、委託事業終了後、当該機械設備等を受託団体に帰属させるとともに、当該団体

が継続して使用することは、可能と考えてよいのか。

三 一及び二に關して、会計及び財産管理に係る法令の観点から可能でないことがある場合、それはどのような場合か。また、その場合においても、受託団体が引き続き委託事業と同一目的に使用する場合等については、取り扱いを弾力化する余地はないものか。

右質問する。

内閣衆質一七七第二〇九号

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する再質問に対する答弁書

一について

委託事業における機械設備等の利用の目的に照らし、費用対効果を勘案の上、当該機械設備等を調達する方法として購入によることが最も適切と認められる場合には、当該機械設備等を購入することも可能であると考ええる。

二及び三について

一般論として申し上げれば、国の委託事業に伴い委託経費により受託団体が購入した機械設

備等は、国の事業の実施目的を達成するために必要な範囲内で取得しているものであることから、当該機械設備等については、委託事業が終了すれば、その所有権を国に移転させるのが通常である。ただし、国において当該機械設備等を活用する予定がない場合に、財産管理処分原則を定める財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条に基づき時価で譲渡すること、又は別に定める法律があるときに無償で貸し付けること等により、受託団体が継続して使用することは可能であると考える。

平成二十三年五月二十七日提出
質 問 第 二 一 〇 号

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に関する質問主意書

独立行政法人の見直しについては、鳩山内閣の下で、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成二十一年十二月二十五日閣議決定)により、それまでの「独立行政法人整理合理化計画」(平成十九年十二月二十四日閣議決定、以下「合理化計画」という。)が凍結された。次いで、平成二十二年の四月から五月にかけて個々の法人に対する「事業仕分け」が実施され、その結果等を踏まえ、「抜本改革の第一段階」として「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成二十二年十二月七日閣議決定、以下「基本方針」という。)が定められたところである。この間、政権交代もあつ

て、既存の計画を見直すこととされたことは理解するものの、独立行政法人の制度・組織の見直しの検討は、「改革の第二段階」に先送りされ、改革の速度が遅くなっているのでは懸念もされるところである。ついては、基本方針の中で、実施時期が遅い事項及び合理化計画から後退したと受け取られかねない事項を中心に、菅内閣の見解を以下二十四項目にわたり質問する。

一 国民生活センターの東京事務所の国庫納付時期が平成二十五年度と遅い理由を伺う。また、東京事務所は廃止するのか、確認する。

二 統計センターについて、合理化計画では平成二十一年度以降に非公務員化するとされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

三 国際協力機構が平成二十三年度中に廃止するとしているODA卒業国となる国の海外事務所はどこか、伺う。

四 日本万国博覧会記念機構について、合理化計画では「大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成二十二年度までに独立行政法人としては廃止する」とされていたが、基本方針では「大阪府との協議が整った時以降実施」とされている。今後の見直しを伺う。

五 国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会について、国の負担を増やさない形で事業の充実に向けて制度の在り方を検討することとされているが、具体的な検討内容を伺う。

六 防災科学技術研究所及び海洋研究開発機構について、合理化計画では統合することとされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

七 教員研修センターのつくば本部の土地の国庫

納付時期が平成二十七年と遅い理由を伺う。

八 国立大学財務・経営センターについて、合理化計画では「大学評価・学位授与機構と統合する」とされていたが、基本方針では「事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で」廃止とされている。今後の見直しを伺う。

九 国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所について、合理化計画では統合することとされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

十 労働政策研究・研修機構の労働大学の研修事業について、平成二十三年以降、規模は縮減した上で国が実施することとされているが、国への移管後の職員の身分はどうなるのか、伺う。

十一 労働安全衛生総合研究所及び労働者健康福祉機構について、合理化計画では統合することとされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

十二 雇用・能力開発機構の職業能力開発総合大学校(相模原校)の廃止・売却時期が平成二十五年度以降と遅い理由を伺う。

十三 国立病院機構について、合理化計画では「非公務員化について、平成二十年度中に結論が得られるよう」ととされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

十四 年金・健康保険福祉施設整理機構については、設置期限が平成二十四年九月三十日まで二年間延長されたが、厚生年金病院及び社会保険病院の今後の取り扱いを伺う。

十五 農林水産消費安全技術センターについて、合理化計画では非公務員化に関し「現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする」ととされていたが、平成二十二年末に中期目標期間が終

了しており、現時点での取り扱いを伺う。

十六 農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターについて、合理化計画では平成二十三年四月に統合することとされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

十七 日本貿易保険について、合理化計画では全額政府出資の特殊会社に移行することとされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

十八 製品評価技術基盤機構について、合理化計画では非公務員化に関し「現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする」ととされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

十九 中小企業基盤整備機構の工業用水道施設の福岡県への移管時期が「平成二十五年度まで」と遅い理由を伺う。

二十 交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所について、合理化計画では「法人に統合することとされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

二十一 空港周辺整備機構について、合理化計画では「独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成二十二年まで結論を得ることとされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

二十二 海上災害防止センターについて、平成二十四年度以降、実施主体を公益法人などの民間主体とすることとされているが、今後の進め方を伺う。

二十三 駐留軍等労働者労務管理機構について、合理化計画では非公務員化に関し「現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする」ととされていたが、現時点での取り扱いを伺う。

二十四 「改革の第二段階」と位置付けられている
独立行政法人の制度・組織そのものの見直しと
取りまとめは、余り時間を置かずに成されるべ
きではないかと考えるが、菅内閣の方針を伺
う。

二について
お尋ねの独立行政法人統計センターの役職員
の身分の在り方については、今後、必要に応じ
改めて検討することとしている。

立行政法人都市再生機構からの購入が完了する
こととなり、購入完了後に国庫納付等を
検討することとしているものである。

期間を考慮し、平成二十五年以降に相模原校
の敷地の売却を実施することとしているもので
ある。

右質問する。

内閣衆質一七七第二一〇号

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出「独立行政法人の事
務・事業の見直しの基本方針」に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出「独立行政法人
の事務・事業の見直しの基本方針」に関す
る質問に対する答弁書

一について

お尋ねの独立行政法人国民生活センター（以
下「国民生活センター」という。）の東京事務所が
置かれた建物については、国民生活センター以
外の者が所有する建物と合築されており、「独
立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」
（平成二十二年十二月七日閣議決定。以下「基本
方針」という。）においては、平成二十五年度中
に当該国民生活センター以外の者が移転予定で
あることを前提として、同事務所が置かれた建
物及びその敷地について、同年度中に国庫納付
することとしたものである。また、同事務所に
ついては、国民生活センターの事務所として
は、国庫納付以前に廃止することとしている。

五について

お尋ねについては、基本方針も踏まえ、文化
庁の「国立文化施設等に関する検討会」が平成二
十二年十二月に収蔵品等の充実に向けた取組等
を内容とする論点整理を取りまとめたところで
あるが、引き続き、国の負担を増やさない形で
の事業の充実に向けて、制度の在り方を検討し
ていくこととしている。

六について

お尋ねの独立行政法人防災科学技術研究所及
び独立行政法人海洋研究開発機構については、
現在、基本方針に基づき、両法人が実施する地
震研究について、その統合を念頭に更に密接な
連携を進めているところである。

七について

お尋ねの独立行政法人教員研修センターのつ
くば本部用地については、平成二十六年に独

九及び十一について

お尋ねの独立行政法人国立健康・栄養研究
所、独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政
法人労働安全衛生総合研究所については、今
後、基本方針に基づく独立行政法人の制度・組
織の見直しの一環として、効率的・効果的な研
究実施や業務運営の確保という観点から、これ
ら三法人の統合を含め、組織の在り方を検討す
ることとしている。また、独立行政法人労働者
健康福祉機構については、基本方針に基づき、
国立病院を含む他の公的病院と労災病院との再
編等について検討することとしている。

十四について

お尋ねの社会保険病院及び厚生年金病院（以
下「社会保険病院等」という。）については、引
続き、基本方針に基づき、地域医療に支障が生
じないよう留意しつつ計画的な整理を進めるこ
ととしているが、地域医療を確保するために社
会保険病院等の存続が必要と判断される場合に
は、その安定的な運営を確保するための方策に
ついて検討することとしている。

十五について

お尋ねの独立行政法人農林水産消費安全技術
センターの役職員の身分の在り方については、
今後、必要に応じ改めて検討することとしてい
る。

十六について

お尋ねの独立行政法人農業生物資源研究所及

び独立行政法人農業環境技術研究所については、基本方針において「四研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）」については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す」としており、これに基づいて見直しを行うこととしている。また、独立行政法人種苗管理センターについては、今後、必要に応じ検討することとしている。

十七について

お尋ねの独立行政法人日本貿易保険については、基本方針に基づき、平成二十二年十月の行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、貿易保険の利用者に不便が生じないようにしつつ、その在り方について全般的な見直しを行うこととしている。

十八について

お尋ねの独立行政法人製品評価技術基盤機構の役職員の身分の在り方については、今後、必要に応じ改めて検討することとしている。

十九について

お尋ねの独立行政法人中小企業基盤整備機構の工業用水道設備については、福岡県への早期移管に向けた協議に基づき、老朽化した設備の更新等を行った上で同県に移管することとされており、そのために要する期間などを考慮し、平成二十五年度までに移管することとしているものである。

二十について

お尋ねの独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所については、基本方針において、「国土交通省の所管する六研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す」としており、これに基づき、今年度から見直しを行うこととしている。

二十一について

お尋ねの独立行政法人空港周辺整備機構（以下「空港周辺整備機構」という。）については、基本方針において、今年度以降、「大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に併せて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る」とこととしており、これを踏まえ、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）に基づき空港周辺整備機構の大阪国際空港に係る業務を新関西国際空港株式会社に承継させ、当該業務を実施している大阪国際空港事業本部を廃止することとしている。また、基本方針において、今年度以降、「福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う」とこととしている。

二十二について

お尋ねの独立行政法人海上災害防止センターについては、基本方針において、平成二十四年度以降、「油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とする」としており、今後、これに基づいて必要な措置を講ずることとしている。

二十三について

お尋ねの独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役職員の身分の在り方については、今後、必要に応じ改めて検討することとしている。

二十四について

お尋ねの独立行政法人の制度・組織の見直しについては、基本方針を踏まえ、各独立行政法人による東日本大震災からの復旧・復興の取組状況にも配慮しつつ、引き続き検討を進めていくこととしている。

平成二十三年五月二十七日提出
質問 第一一 一 号

統一地方選挙投票日直前に児童・生徒に配布された菅直人内閣総理大臣等のメッセージに関する質問主意書

提出者 高市 早苗

統一地方選挙投票日直前に児童・生徒に配布された菅直人内閣総理大臣等のメッセージに関する質問主意書

統一地方選挙の期間中であつた平成二十三年四月六日付で、文部科学省初等中等教育局長名で、

全国の教育委員会教育長や知事等に宛てた文書が发出された。

初等中等教育局長の文書には、「新学期を迎える皆さんへ」と題する菅直人内閣総理大臣及び高木義明文部科学大臣のメッセージについて、「各学校の児童生徒及び教職員等に行き渡るよう、特段の御配慮をお願いします」と記されていた。

これを受けて、例えば大阪府教育委員会では、四月六日付で各校長宛に「各校園におかれましては、本メッセージを始業式の講話や学級指導、ホームルーム等で適切に活用するとともに、児童、生徒一人一人に配布するようお願いします」と記された文書を发出した。

菅内閣総理大臣名入りのメッセージ文は、小学生用、中学生・高校生用の二種類であり、入学・進級への祝意の他に東日本大震災被災者への配慮を求める内容であつたが、「各学校の児童生徒に行き渡るよう」に配布しなくても、教員が口頭で指導すれば足りる内容である。

また、仮に一部の心無い人による福島県からの避難者への嫌がらせに対応することがメッセージの目的であつたとすれば、发出時期が遅過ぎ、配慮を求めるべき対象が狭過ぎると言わざるを得ない。

統一地方選挙投票日を数日後に控えた時期に、民主党代表でもある菅総理大臣名入りの文書を、児童・生徒が持ち帰ることができる形で配布した行為は、党利党略に過ぎず、不適切なものだと考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 文部科学省初等中等教育局長が四月六日付で

全国の教育委員会教育長等に前記内容の文書を
発出した行為は、内閣総理大臣や文部科学大臣
等、政治家の指示によるものか。

二 前問について、仮に政治家の指示があったと
すれば、内閣総理大臣メッセージを児童・生徒
に行き渡らせることについて決定した者、各都
道府県への通知を指示した者は、それぞれ具
体的に誰か。

三 「新学期を迎える皆さんへ」と題する内閣総理
大臣メッセージは、毎年、「各学校の児童生徒
及び教職員等に行き渡るよう、特段の御配慮を
願います」という局長文書とともに発出さ
れるものなのか。

四 仮に毎年のことではないとしたら、何故、今
年は発出されたのか。仮に東日本大地震の発生
が理由であるとするならば、過去の大規模自然
災害発生時とは違う対応を行う理由は何か。

五 内閣総理大臣メッセージを読むと、教員が口
頭で指導すれば足りる内容であるが、「各学
校の児童生徒に行き渡るよう」と、配布を促す
ような局長文書を発出した理由は何か。

六 当時は、電力供給力不足、油不足、水不足、
紙不足が深刻で、飲料水用ペットボトル容器に
貼るラベル用の紙でさえ不足し、統一地方選挙
候補者もビラの印刷や選挙カーの運行を減らす
など資源消費を控える状況にあった。コピー機
使用電力やコピー用紙の浪費を促す結果を招い
た政府の指示は、的確だったと考えるか。

七 全国で何校の学校が、菅内閣総理大臣のメッ
セージを児童・生徒に配布したのか。

八 メッセージが菅内閣総理大臣名入りである必
要性は何か。内閣総理大臣名を記すことにより

期待できる教育効果を伺う。

九 局長文書及び内閣総理大臣メッセージの発
出時期が四月六日であった理由は何か。

十 統一地方選挙投票日を数日後に控えた時期に
民主党代表である菅直人氏の氏名が記された内
閣総理大臣メッセージを児童・生徒に配布する
ことが、統一地方選挙の公平性を損ねることは
皆無だったと考えるか。
右質問する。

内閣衆質一七七第二一一号
平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出統一地方選挙投票日
直前に児童・生徒に配布された菅直人内閣総理
大臣等のメッセージに関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高市早苗君提出統一地方選挙投
票日直前に児童・生徒に配布された菅直人
内閣総理大臣等のメッセージに関する質問
に対する答弁書

一及び二について

「東日本大震災に係る内閣総理大臣及び文部
科学大臣からのメッセージについて（通知）」（平
成二十三年四月六日付け二三文科初第四十号文
部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通
知」という。）は、文部科学大臣の了解の下、文
部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育
委員会教育長等に対して、東日本大震災に係る
内閣総理大臣及び文部科学大臣からのメッセー

ジ（以下「今回のメッセージ」という。）が各学
校の児童生徒等に行き渡るよう依頼したものであ
る。

三及び四について

今回のメッセージのような内閣総理大臣から
のメッセージは、毎年発出されてきたものでは
ないが、今回のメッセージの作成は、東日本大
震災が極めて大規模なものであり、新学年の開
始時期において多数の児童生徒の心身に多大な
影響を与えていること等に鑑み、菅内閣総理大
臣及び高木文部科学大臣の判断により行ったも
のである。

五及び六について

局長通知において、文部科学省初等中等教育
局長から各都道府県教育委員会教育長等に対
し、「このメッセージが各学校の児童生徒及び
教職員等に行き渡るよう」依頼しているが、こ
れは、今回のメッセージの内容が児童生徒等に
周知されるよう求めたものであり、その周知方
法として必ずしも書面によることを求めたもの
ではない。

七について

お尋ねの学校数については、把握していな
い。

八について

今回のメッセージのうち菅内閣総理大臣及び
高木文部科学大臣連名のメッセージは、東日本
大震災が極めて大規模なものであり、多数の児
童生徒の心身に多大な影響を及ぼしていること
等に鑑み、内閣総理大臣及び文部科学大臣が児
童生徒に対して直接激励等を行っていることを
表すため、その名において作成したものであ

る。

九及び十について

今回のメッセージ及び局長通知を本年四月六
日に発出したのは、東日本大震災が極めて大規
模なものであり、新学年の開始時期において多
数の児童生徒の心身に多大な影響を与えている
こと等に鑑み、この時期が、児童生徒等への激
励等を目的とするメッセージを発出する時期と
して適切であると判断したためであり、今回の
メッセージが、御指摘のような「統一地方選挙
の公平性を損ねる」ものであったとは考えてい
ない。

平成二十三年五月二十七日提出
質 問 第一二二 号

一票の格差に対する政府の見解に関する質問
主意書

提出者 浅野 貴博

一票の格差に対する政府の見解に関する質
問主意書

本年三月二十三日、最高裁判所は二〇〇九年八
月三十日に執行された第四十五回衆議院議員総選
挙に関し、約二・三倍の格差が生じている現在の
いわゆる一票の格差、そして一人別枠方式につい
て、違憲とする判決（以下、「違憲判決」とする。）
を下している。右を踏まえ、質問する。

一 前文で触れたように、衆議院では約二・三倍
の格差があり、また参議院では実に約五・〇倍
もの格差が生じていると承知する。右に対する
政府の見解如何。

二 日本国憲法第十四条では「すべて国民は、法

の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。」との規定がある。日本国憲法は、その精神として法の下での平等を定めている。前文、そして一で指摘した衆参両院における一票の格差は、右の第十四条はじめ日本国憲法の精神に反しているものであり、結果「違憲判決」が出されたものと理解するが、右に対する政府の見解如何。

三 「違憲判決」が指摘するような、我が国において日本国憲法に違反した事例があり、それが続いていることについて、政府としてどのような見解を有しているか。

四 一票の格差は、有権者、国民が居住する場所により、ある候補者に投票し、選出する権利を著しく差別されていることの表れであるとも言える。一人別枠方式の改定も含め、政府として、一票の格差は正に對しどのような取り組み、検討をしているのか説明されたい。

五 本年五月十七日に閣議決定された柿澤未途衆議院議員提出の質問主意書に対する政府答弁書（内閣衆質一七七第一六四号）では、「お尋ねの衆議院解散権は、内閣が、政治上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙ひとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた政治上の重要な権能であり、現行の公職選挙法昭和二十五年法律第百号等の規定の下で内閣が衆議院の解散を決定することは否定されるものではないと考える。」と、一票の格差が生じている今でも、内閣総理大臣が衆議院

を解散し、総選挙を行う権利は否定されないという、憲法上、法令上の解釈が述べられている。しかし、一票の格差は、二及び三で指摘したように、国民の権利が制限されている、つまり国民が差別を受けている状態にあるものであり、「違憲判決」が指摘するように、日本国憲法に反する状態が生じていることを示すものである。右を是正する以前に、内閣総理大臣が衆議院を解散し、総選挙を行うことは、我が国における差別を残存させ、違憲状態を存続させることに他ならないと考えるが、菅直人内閣総理大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第二一二号
平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出一票の格差に対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員浅野貴博君提出一票の格差に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年に執行された衆議院議員総選挙において、当該選挙の期日における衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区間の選挙人数の最大較差は二・三〇四であり、最高裁判所平成二十三年三月二十三日判決は、当該選挙について、「本件選挙時において、本件区割基準規定の定

める本件区割基準のうち一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、同基準に従つて改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法十四条一項等の憲法の規定に違反するものということはできない」と判示しているものと承知している。また、平成二十二年に執行された参議院議員通常選挙において、当該選挙の期日における参議院（選挙区選出）議員の選挙区間の参議院（選挙区選出）議員一人当たりの選挙人数の最大較差は五・〇〇四であり、当該選挙の効力に関する複数の訴訟が、現在裁判所に係属しているものと承知している。

二から四までについて

最高裁判所平成二十三年三月二十三日判決は、平成二十一年に執行された衆議院議員総選挙について、一について述べたとおり判示しているものと承知しており、御指摘の「一票の格差は正」及び「二人別枠方式の改定」を含めた衆議院の選挙制度の在り方については、議会の政治の根幹に関わる問題であることから、まずは、各党各会派において、早急に御議論いただくべき事柄と考えている。

五について

御指摘の答弁書（平成二十三年五月十七日内閣衆質一七七第一六四号）についてで、お答えしたとおり、現行の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）等の規定の下で内閣が衆議院の解

散を決定することは否定されるものではないと考える。

平成二十三年五月三十日提出
質問 第二一三 号

消費増税に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

消費増税に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問主意書

報道によると、本年五月二十九日、菅直人内閣総理大臣は、本年六月下旬にまとめるとされている「社会保障と税の一体改革案」の中で、議論の焦点となつている消費税率の引き上げ幅や引き上げ時期等の最終調整を図るため、政府と与党幹部から構成されるコアメンバー会議を設置する方針を固めたとのことである。またコアメンバー会議の初会合を開き、数度の協議を経て本年六月中旬にも、二〇一五年までに現行の消費税率を五％引き上げて十％にする案を決定する方針であるとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 二〇〇九年八月三十日に執行された第四十五回衆議院議員総選挙において、消費税のあり方に関し、民主党としてどのような政策を掲げていたと認識しているか確認を求める。

二 菅総理は、我が国の行政並びに財政改革について「逆立ちしても鼻血が出なくなるくらい無駄をなくす」旨の発言をし、徹底した無駄をなくすことなくして消費税を増税することはしない旨の認識を表明していたと承知するが、確認を求める。

三 菅総理として、二の発言を踏まえ、民主党政権が実現して今日に至るまで、我が国の行政並びに財政改革の進捗度はどのような状況にあると認識しているか。

四 前文で触れたように、菅総理として二〇一五年までに現行の消費税率を五％上げ、十％にするという案を考えているというのは事実か。確認を求める。

五 四の方針につき、菅総理として具体的にいつから消費税の増税を始める考えでいるのか。

六 菅総理として、現時点で消費税増税について考える理由は何か。

七 政府が前文で触れた消費税増税を検討し、その方針を打ち出すことは、一の総選挙で国民に約束したことの整合性が取れるものであるか。菅総理の見解如何。

八 菅総理として、二及び三で触れた我が国の行財政改革は、消費税を増税することを決断することが可能になるほど、徹底して行われたと認識しているか。

九 本年三月十一日午後二時四十六分、宮城県牡鹿半島の東南東約百三十キロメートルを震源地とするマグニチュード九、〇の大地震が発生した。それに伴う巨大津波により、特に岩手、宮城、福島の一帯の沿岸部では甚大な被害が発生し、一九九五年の阪神・淡路大震災を超える死者が出て、更には、津波により冷却機能が破壊された東京電力福島第一原発では、一号機から四号機まで炉心が融解し、多量の放射線が発生する事態が生じている。今なお十一万人を超える方々が不便な避難所生活を送ることを余儀な

くされており、被災者の生活は大変厳しい状況にあると承知する。菅総理として、右の状態を鑑みる時、今この時期に、消費税増税を内閣として検討し、決めることは適切であると認識しているか。

内閣衆質一七七第二一三三

平成二十三年六月七日

菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出消費税増税に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出消費税増税に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年七月に発表された民主党のマニフェストにおいては、消費税については、「消費税を財源とする『最低保障年金』を創設」することが記述されていたものと認識している。

二、三及び八について

政府としては、行政刷新会議における事業仕分け等を通じ、これまで国民に見えなかった予算編成の過程を明らかにするとともに、独立行政法人等の事業内容を見直すことなどにより、行政の透明性を高め、無駄を削減するといった成果を上げてきたところであり、今後とも、徹底した無駄遣いの排除に向けて積極的に取り組んでまいりたい。

四、五及び七について

社会保障改革に関する集中検討会議において、今月二日に取りまとめられた社会保障改革案には、「まずは、二十五年まで段階的に消費税率（国・地方）を十パーセントまで引き上げ」ることが盛り込まれているが、消費税率引上げの開始時期については言及されていない。このような消費税率の引上げについての考え方は、一について述べた内容と矛盾するものではないと認識している。

六及び九について

少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、社会保障の安定・強化のための制度改革とともに、その必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革が不可欠であることから、今月末までに社会保障改革の全体像と消費税を含む税制基本改革の基本方針を示すこととしており、これらの改革を進めることが国民生活の安定や経済成長に寄与するものと考えている。

平成二十三年五月三十日提出
質問 第二一四号

被災地の仮設住宅に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

被災地の仮設住宅に関する質問主意書

用地確保などに難渋し、遅々として進まない仮設住宅の完成について、政府は我が党の意見を取り入れ、被災者が自力で賃貸住宅を借りた場合に国や県が家賃を負担する政策転換をした。しかし今尚、生活弱者、様々な生活の二重苦、また生活困難者などへの柔軟な対応が求められており、仮

設住宅、みなし住宅の区別なく、政府の非常時における精緻にしてダイナミックな対応が喫緊の課題と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 被災者の中で、高齢者、要介護者、障害者、入院患者、乳幼児などを抱え、医療施設や介護施設が遠隔地にあるため、医療サービスを受けるのが困難な世帯があるが、これについてどのような対応をするのか、菅内閣の見解如何。

二 被災者の中には大家族もあり、世帯ごとの移動ではなく、入居人数による入居を必要としているが、これについてどのように対応するのか、菅内閣の見解如何。

三 通勤や通学が必要な世帯については、計画的な移住が必要であり、かつ具体的な雇用対策を進めていかなければならないと考えるが、菅内閣の見解如何。

四 三に関連し、仕事がなく収入のない世帯について、生活の手当や雇用対策が必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

五 一〜四に関連し、現状において、生活困難者はもとより、自殺者等が増加していると聞くが、どのように対処していくのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二一四号

平成二十三年六月七日

菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出被災地の仮設住宅に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出被災地の仮設住宅に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、被災者が必要な医療を受けられるよう、医療関係団体等に対し、被災地への医師等の派遣を要請するとともに、平成二十三年度第一次補正予算において、仮設診療所、仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車（以下「仮設診療所等」という。）の整備並びに被災した医療機関及び訪問看護事業所（以下「被災医療機関等」という。）の復旧のための整備に要する費用について補助を行うための経費を計上し、仮設診療所等の整備及び被災医療機関等の復旧を進めているところである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、多人数世帯については、都道府県等において、隣接した応急仮設住宅を利用してもらうことや多人数世帯向けの民間賃貸住宅を借り上げることなどの柔軟な対応が可能であると認識しており、このような都道府県等の取組を支援してまいりたい。

三について

政府としては、都道府県等においては、通勤や通学の交通の利便性等も考慮しつつ、応急仮設住宅の建設を行っているものと認識しており、このような都道府県等の取組を支援してまいりたい。

また、被災者の雇用の維持・確保や生活の安定の確保を図るため、「日本はひとつ」としてプロジェクトに基づき、復旧事業の推進、雇用創出基金事業の拡充、ハローワークによる就

職支援の強化、雇用保険の延長給付の拡充、未払賃金の立替払の迅速な実施等に取り組んでいるところである。

四について

お尋ねの仕様がなく収入のない世帯への支援としては、その雇用の維持・確保や生活の安定の確保を図るため、三について述べた施策に取り組んでいるところである。

また、生活の再建に資するため、都道府県において、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に基づく被災者生活再建支援金の支給を行うとともに、市町村において、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に基づく災害援護資金の貸付けを行っているところである。さらに、当座の生活費を確保するため、都道府県社会福祉協議会において、被災世帯に対して生活福祉資金の特例貸付けを行っているところである。平成二十三年五月二十九日現在で把握している実績としては、生活福祉資金の特例貸付けの件数及び額が、約七万件及び約九十八億円となっている。

五について

厚生労働省としては、被災者の生活を支えるため、また、被災者が自殺に追い込まれることがないようにするためには、生活再建に向けた様々な支援のみならず、その心のケアを行うことが重要であると認識している。そのための方策として、現在、精神科医等から構成され、保健師等と連携しつつ避難所の巡回や自宅訪問による支援等を行う「心のケアチーム」の派遣のあつせんを行っているところであり、平成二十三年五月三十日現在、延べ五十二チーム、二千十六人の派遣のあつせんを行っているところである。

ある。

また、今後、被災した方々が避難所から応急仮設住宅等での生活に移っていく中で、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状の長期化や、うつ病、不安障害になる人の増加が想定され、中長期にわたる継続的な心のケアが必要となると考えられることから、「心のケアチーム」の派遣を継続しつつ、地域の保健医療福祉サービスの機能を回復及び充実させていくことが必要であると考えており、現在、厚生労働省において、被災地域の自治体等の意見を聞きつつ、そのための方策について検討を進めているところである。

なお、警察庁の統計によれば、自殺者数は、平成二十三年五月十三日時点の暫定値であるが、前年同月比で、岩手県及び宮城県においては三月、四月ともに減少、福島県においては三月は減少、四月は微増、これら三県の合計では、三月、四月ともに減少となっている。

平成二十三年五月三十日提出
質問 第二一五号

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償及び当該事故を起因とするエネルギー政策の見直し等に関する質問主意書

提出者 野田 聖子

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償及び当該事故を起因とするエネルギー政策の見直し等に関する質問主意書

三月十一日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「福島原

発事故」という。）が発生し、収束の見通しが未だ不透明な中、多大な被害を受けている周辺住民をはじめ当該事故の被害関係者に対する賠償は喫緊の課題である。これに対して、政府は五月十三日に原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において新たな損害賠償支援スキーム（以下「損害賠償支援スキーム」という。）を決定したが、その過程においても与党内から異論が出るなど、大きな混乱を生じている。特に、政府と東京電力の責任のあり方については曖昧との印象を拭えず、我が国の電力事業や金融市場、ひいては経済活動への影響も小さくない。更に、当該事故を発端として、我が国の原子力政策を含むエネルギー政策の見直しについても言及されているが、その具体的内容等は未だはっきりしない状況にある。被害者保護の観点から、又、我が国の経済活動への影響の観点からも、これら問題への対策は緊急を要するものであり、政府の混乱による遅れは到底許されるものではないと考える。

このため、次の事項について質問する。

一 エネルギー政策および原子力政策の見直しについて

1 我が国に必要な電力量につき、現状と将来予測（二十年後）について、それぞれ明らかにされたい。

2 今回の震災を受けて必要な電力量に変化があったと考えているか。また、今回の震災は、将来二十年後の電力量予測にも影響を与えるものと考えているのか、明らかにされたい。

3 日本の必要電力量を満たすために引き続き原子力は必要と考えているか。現状と将来予

測二十年後について、それぞれ明らかにされたい。

4 政府のエネルギー基本計画を見直すべきと考えているのか。見直しを行う場合は、誰の権限において、また、どのような段取りで決定するのか明らかにされたい。

5 電力量をセーブすることが我が国の産業育成のボトルネックになると考えているのか。その場合、これをボトルネックとしないためにも政府としてのサポートが不可欠であると考えてるが、具体的にどのような対策を想定しているのか明らかにされたい。

6 発送電の分離が九電力体制や事実上の地域独占を崩壊させることにつながるの指摘があるが、これに対する見解如何。その場合、電気事業法を含め電気事業全体の抜本的な見直しが必要になると考えるが如何か。

二 原子力損害の賠償に関する法律(原子力損害賠償法)の解釈について

1 政府は今回の福島原発事故について、原子力損害賠償法三条但し書きの「異常に巨大な天災地変」を適用せず、東京電力が免責にならないとの立場であると認識しているが、そのように判断する明確な根拠を明らかにされたい。

2 今回の事故に対しては、現行の原子力損害賠償法を適用して対応にあたるべきと考えるが、改正や新たな立法により、新たなルールを策定した場合において、これを遡及適用することは被害者をはじめとする関係者の間において不満が起りやすい危険性を孕むと考えられる。そのため、既に発生した事故に対

して新たなルールを遡及適用することには問題が多いと考えるが如何か。

3 東京電力が免責とならないと仮定した場合、原子力賠償制度に基づいて、東電と国の負担は具体的にどうなるか。又その根拠についても明らかにされたい。

三 損害賠償支援スキームについて

1 損害賠償支援スキームに関し、銀行の債権放棄が要請される旨の発言がなされたとの報道がある。これは債権支払いの順位を無視したものである上、銀行の債権放棄の要件なども無視したものであり、これを正当だとする根拠は心情的なものを除くと何もないと考えられる。その後、当該発言は政府の支援の条件ではない、という曖昧な言い方で撤回された節もあるが、こうした債権支払いの順位についての政府の理解はあるのか。理解があるとした場合に、何の狙いがあるか。金融市場のルールを無視する意見を発言するのかその理由を明らかにされたい。

2 そうした決断をした場合に、海外から日本への投資マネーが流入しなくなるリスクがある。こうしたリスクに対して政府としていかに対処するのか。

3 当事者、国(納税者)、契約者以外の支払者(たとえば、他電力会社)を認定することは妥当と考えるのか。その場合、その論拠について明らかにされたい。

4 銀行の債権放棄や社債のヘアカット(担保の掛け目の削減)が実際に起きてしまえば、東京電力のみならず他電力の資金調達は事実上不可能になる。その場合の資金調達をどう

するのか、政府としての手当ては考えているのか。

四 一般担保付の電力債について

1 電力会社は電気事業法に基づき一般担保付債(電力債)を発行でき、一般担保付債(電力債)は先取特権が認められた特殊なものであると認識している。しかしながら、投資家と納税者という構図でとらえ、あたかも株主と同等の投資家として投資家責任を社債権者にも問う流れも見られる。法律で規定されたものをあえて超法規的措置として社債権者にもヘアカットを求めていると考えるか。

2 現状において東京電力は社債市場での資金調達が極めて困難な状況にあると考えられる。このままでは低金利で多額の資金調達を可能にするスキームを変更、すなわち現状のビジネスモデルを変更せざるを得ないこととなり、これに代わる資金調達手段が必要となるが、政府として新たな手段を電力会社に提供する予定はあるのか。例えば、自律的な資金調達のために、政府保証による債券発行などを視野に入れているのか。

右質問する。

内閣衆質一七七第二一五号

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員野田聖子君提出東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償及び当該事故を起因とするエネルギー政策の見直し等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員野田聖子君提出東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償及び当該事故を起因とするエネルギー政策の見直し等に関する質問に対する答弁書

一の1から4まで及び6について

平成二十一年度における我が国の発電電力量は、九千五百六十四億キロワットアワーである。また、平成四十二年度における発電電力量は、経済産業省が平成二十二年六月に公表した二〇三〇年のエネルギー需給の姿においては、一兆二百億キロワットアワーと試算している。

東日本大震災が電力需要に直接与える影響についてお示しすることは困難であるが、現在基幹電源として年間発電電力量の約三割を担っている原子力発電の在り方や電気事業の在り方を含めた今後のエネルギー政策の在り方については、東日本大震災を踏まえ、国民各層の御意見を伺いながら、予断なく議論を行うこととしており、「エネルギー基本計画」(平成二十二年六月十八日閣議決定)の見直しや将来の電力需給については、そうした議論の中で検討してまいりたい。

なお、「エネルギー基本計画」の見直しに当たっては、エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条の規定に基づき、経済産業大臣が関係行政機関の長及び総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、見直しの案を作成した上で、閣議決定することとなる。

一の5について
「夏期の電力需給対策について」(平成二十三年五月十三日電力需給緊急対策本部決定)にお

いては、電力需要の抑制に当たっては、経済活動への影響を最小化するため、使用最大電力を抑制することを基本とし、需要家が創意工夫を凝らして操業・営業時間の調整及び変更、休業日及び夏季休暇の分散化等に計画的に取り組むことにより、企業活動に極力支障の出ないようにすることとしている。

二の1について

原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号。以下「原賠法」という。)第三条第一項ただし書の「異常に巨大な天災地変」については、昭和三十六年の法案提出時の国会審議において、「人類の予想していないような大きなもの」であり、「全く想像を絶するような事態」であるなどと説明されており、これは、原子力損害については、一義的に原子力事業者が責任を負うべきであるという趣旨であると理解している。

このため、政府としては、今回の東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故(以下「福島原子力発電所事故」という。)に係る原子力損害については、同項ただし書ではなく、原子力事業者がその賠償責任を負うとする同項本文が適用されることを前提に対応を進めているところである。なお、平成二十三年五月十日には、東京電力から海江田原子力経済被害担当大臣に対し、原子力事業者が原賠法第三条に基づき損害賠償を行うために必要な援助について規定した原賠法「第十六条に基づく国の援助の枠組みを策定していただく」との要請

がなされているところである。

二の2、三の4及び四の2について

東京電力は、福島原子力発電所事故の収束に向けた対応に係る費用の増大や火力発電に必要な化石燃料の価格の高騰等により、賠償に係る費用に加え相当な資金が必要となる見込みである一方、資金調達の面で厳しい状況に置かれており、二の1について述べたとおり、平成二十三年五月十日には、東京電力から海江田原子力経済被害担当大臣に対し、原子力事業者が原賠法第三条に基づき損害賠償を行うために必要な援助について規定した原賠法「第十六条に基づく国の援助の枠組みを策定していただく」といとの要請がなされたところである。これを受け、政府としては、同条に規定する必要な援助として、「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」(平成二十三年五月十三日原子力発電所事故経済被害対応チーム決定。以下「政府の支援の枠組み」という。)を決定したところであり、これを具体化することにより、東京電力その他の原子力事業者の資金調達が困難となることは避けられるものと考えている。

なお、政府の支援の枠組みは、原子力事業に係る巨額の損害賠償を負う可能性がある全ての原子力事業者が、相互扶助の観点から、本来あるべき原子力発電のコストを負担するという考え方に基づいたものである。

二の3について

お尋ねの「東電と国の負担」の意味するところが必ずしも明らかではないが、福島原子力発電

所事故に係る原子力損害の賠償に要する費用については、原賠法に基づく原子力損害賠償補償契約により政府から東京電力に補償される額を超える分は、原賠法に基づき一義的に賠償責任を負う東京電力が負担すべきものと考えている。

三の1及び2について

政府としては、政府の支援の枠組みの決定に先立ち、平成二十三年五月十日に、東京電力が「全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと」を、東京電力に確認している。御指摘の発言は、「金融市場のルールを無視し」、政府が金融機関に東京電力に対する貸付債権の放棄を法的に求めることを意図したものでなく、当該確認事項を踏まえ、政府が東京電力に公的資金の注入等の支援を行うに当たっては、国民的な理解が必要であるとの見解を示したものである。政府としては、こうしたことも踏まえ、東京電力が「全てのステークホルダーに協力を求め」ることが必要であり、東京電力及び東京電力の「全てのステークホルダー」は、それぞれ民間の立場で、必要な協力について判断するものと考えている。

三の3について

お尋ねの「当事者、国(納税者)、契約者以外の支払者(たとえば、他電力会社を認定)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府の支援の枠組みにおいては、東京電力を含む原子力事業に係る巨額の損害賠償を負う可能性がある全ての原子力事業者の相互扶助の観点か

ら、本来あるべき原子力発電のコストを負担することとしている。また、東京電力のその他の「ステークホルダー」については、それぞれ民間の立場で、必要な協力について判断するものと考えている。

四の1について

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十七条に規定する一般電気事業者の社債権者の法的地位については、政府の支援の枠組みにおいても変更されるものではなく、お尋ねの「超法規的措置」を採ることは考えていない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十三年四月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成二十三年四月五日閣議決定)に基づき別紙のとおり行入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

北朝鮮船舶の全ての船舶

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十四年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶籍船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十四年四月十三日までの間。
五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日
なし

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日
七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項
なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

理 由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船舶の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定等により変更された同年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成二十三年四月五日に入港禁止の期間を平成二十四年四月十三日まで一年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年五月三十一日

国土交通委員長 古賀 一成

衆議院議長 横路 孝弘殿

スポーツ基本法案

右の議案を提出する。

平成二十三年五月三十一日

提出者

奥村 展三	田島 一成
中村 けいしゅう	榊 伸二
藤村 修	牧 義夫
遠藤 利明	塩谷 立
下村 博文	馳 浩
池坊 保子	富田 茂之
宮本 岳志	服部 良一
下地 幹郎	園田 博之
城内 実	
賛成者	
糸川 正晃	二百二十一名

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書、スポーツ基本法案及び同報告書

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条―第二十條)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四條)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条―第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じ、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きく

な影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体を含む。以下同じ)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

ことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保を図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に對し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定める

ところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等にに応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによつて生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決

手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたつてスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の

向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快

適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はス

ポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2

国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたるその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名

称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要となる特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従つてドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備
(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。
(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)
第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を

行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等
(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要

な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)
第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関

する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。
(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。
(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第号)第二十六条第一項」に改める。
(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)第二十條第二項」を「ス

平成二十三年六月九日 衆議院會議録第二十六号

スポーツ基本法案及び同報告書 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

三二

スポーツ基本法(平成二十三年法律第三十三号第二項)に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第三十三号第二項)に改める。

理 由

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

スポーツ基本法案(奥村展三君外十六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ

団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 前文

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることや、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による好循環の創出など、スポーツの意義、効果等について明記するとともに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本法を制定すること。

2 総則

スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めること。

3 スポーツ基本計画等

国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定めること。

4 基本的施策

指導者の養成等の基礎的条件の整備、地域スポーツ振興のための支援等の環境整備、優秀なスポーツ選手の育成等の競技水準の向上等に必要な施策を講ずること。

5 スポーツの推進に係る体制の整備

政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポー

ツ推進会議を設け、また、市町村の教育委員会は、スポーツ推進委員を委嘱すること等について定めること。

6 国の補助等

国及び地方公共団体の補助等について定めること。

7 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 議案の可決理由

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年六月一日
文部科学委員長 田中眞紀子
衆議院議長 横路 孝弘殿

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年六月八日

提出者

内閣委員長 荒井 聰

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

「第三章 罰則(第四十七号)」を「第三章 罰則(第四十七号)」と改める。

とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第五条第一項中「収益」を「利益」に改める。

第九条第一項中「その」の下に「主たる」を、「知事」の下に「（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）を加え、同条第二項を削る。

第十条第一項中「内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。）を「都道府県又は指定都市の条例」に改め、同項第二号イ中「いう」の下に「以下同じ」を加え、同号ハ中「内閣府令」を「都道府県又は指定都市の条例」に改め、同項第八号中「収支予算書」を「活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができ。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一月を経過したときは、この限り

でない。

第十二条第一項第三号イ中「この号」の下に「及び第四十七条第六号」を加え、同条第二項中「二月」の下に「（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

第十三条第二項中「を添付した届出書」を「及び次条の財産目録を添えて、その旨に、「提出し」を「届け出」に改め、同条に次の一項を加える。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があつた日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

第十四条中「主たる」を削る。

第十四条の八の次に次の一条を加える。

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的で

ある事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項

の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

第十六条第二項を削る。

第二十條第四号中「除く」の下に「。第四十七條

第一号ハにおいて同じ」を加える。

第二十三條第一項中「遅滞なく」の下に「、変更

後の役員名簿を添えて、」を加える。

第二十五條第三項中「第十一條第一項第四号に掲げる事項に係るもの（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）並びに同項第八号及び第十四号に掲

げる事項に係るもの（第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。）を除く」を「第十一條

第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員

の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係るもの

を含むものに限る」に改め、同条第四項中「するときは」の下に「都道府県又は指定都市の条例で定め

るところにより」を加え、「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同条第五項中「及び」の下に「第三項

並びに」を加え、同条第六項中「軽微な事項に係る定款の変更」を「定款の変更（第三項の規定により

所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）」に改め、「ときは」の下に「都道府

県又は指定都市の条例で定めるところにより」を、「遅滞なく」の下に「、当該定款の変更を議決

した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、」を加え、同条に次の一項を加える。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたこ

とを証する登記事項証明書所轄庁に提出しなければならない。

第二十六條第二項中「設立後当該書類が作成されるまでの間は」の下に「第十條第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び」を、「合併後当該書類が作成されるまでの間は」の下に「第三十四條第五項において準用する第十條第一項第七号の事業計画書、第三十四條第五項において準用する第十條第一項第八号の活動予算書及び」を加える。

第二十七條第三号中「財産目録、貸借対照表及び収支計算書」を「計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録」に、「収支」を「活動に係る事業の実績」に、「明りよう」を「明瞭」に改める。

第二十八條第一項中「内閣府令」を「都道府県又は指定都市の条例」に、「財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三條第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿」を「計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿」に、「社員」を「前事業年度の末日における社員」に、「次項、次条及び第四十三條第一項において「役員名簿等」を「以下「事業報告書等」に、「主たる」を「その」に改め、同条第二項中「事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四條の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五條第一項の財産目録。次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三條第一項において「定款等」という。）を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十條第一項第七号の事業計画書、第三十四條第五項において準用する第十條第一項第八号の活動予算書及び第三十五條第一項の財産目録。第三十條及び第四十五條第一項第五号イにおいて同じ。)

二 役員名簿

三 定款等

第二十八條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。

第二十九條の見出し中「及び公開」を削り、同條第一項中「内閣府令」を「都道府県又は指定都市の条例」に改め、「役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があつた定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)」を削り、同條第二項を削る。

第三十條を次のように改める。

(事業報告書等の公開)

第三十條 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去三年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところによ

り、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第三十一條の十第一項中「その就任の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「特定非営利活動法人が第三十一條第一項各号に掲げる事由によつて解散した後、遅滞なく、」に改める。

第三十五條第一項中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「主たる」を削る。

第三十九條第二項中「第十三條第二項」の下に「及び第十四條」を加え、「前項」を「前項」に改め、「ついで」の下に「第十三條第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ」を加える。

第四十一條第一項中「特定非営利活動法人」の下に「認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。」を加え、同條第二項中「書面を」の下に「あらかじめ」を加える。

第四十三條第一項中「前条の」の下に「規定による」を加え、「第二十九條第一項を「第二十九條」に改め、「役員名簿等又は定款等」を削り、同條第二項中「前条の」及び「同条の」の下に「規定による」を加える。

第四十三條の二中「所轄庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては」及び「(次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。)」を削る。

第四十三條の三中「警察庁長官又は警察本部長」を「監視総監又は道府県警察本部長」に改める。第二章第六節を削る。第五十條を第八十一條とする。

第四十九條第二号中「第十四條」の下に「(第三十九條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同條第三号中「又は第二十五條第六項」を「若しくは第二十五條第六項(これらの規定を第五十二條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。又は第五十三條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。)」に改め、同條第四号中「第二十八條第一項」の下に「若しくは第二項、第五十四條第一項(第六十二條第六十三條第五項において準用する場合を含む。及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。又は第五十四條第二項から第四項まで(これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。))」を加え、同條第五号中「第二十九條第一項」を「第二十五條第七項若しくは第二十九條(これらの規定を第五十二條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」、第四十九條第四項(第五十一條第五項、第六十二條第六十三條第五項において準用する場合を含む。及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。又は第五十三條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。))」に改め、同條第十号中「第四十一條第一項」の下に「又は第六十四條第一項若しくは第二項を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同條を第八十條とする。

第四十八條中「特定非営利活動法人の代表者又は(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。))の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人

の」に、「その特定非営利活動法人を」その法人又は人」に、「前条を「前二条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十八條を第七十九條とする。

第四十七條中「第四十二條の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同條に次の各号を加える。

一 正当な理由がないのに、第四十二條の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかつた者

二 第五十條第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

三 第五十條第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

四 第六十二條において準用する第五十條第一項の規定に違反して、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

五 第六十二條において準用する第五十條第二項の規定に違反して、他の仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

六 正当な理由がないのに、第六十五條第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかつた者

七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第四十七条を第七十八条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第七十七条 偽りその他の不正の手段により第四十条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の仮認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章を第六章とする。

第四十六条の二 中「特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、」を削り、「当該認定を受けた特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に、「同法を「租税特別措置法」に改め、第三章中同条を第七十一条とする。

第四十六条第一項中「昭和四十年法律第三十四号」を削り、同条を第七十条とする。

第三章を第四章とし、同章の次に次の一章を加える。

第五章 雑則

(情報の提供)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通

じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があるとき、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。)、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。))の規定による閲覧、第五十二条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。))の規定による備置き、第五十四条第二項から第四

出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号に掲げる基準に適合する認定特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあつては、その名称及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)) 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。) 及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。 (認定の基準) 第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。 一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	イ 実績判定期間(前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。)における經常収入金額(1)に掲げる金額をいう。のうち寄附金等収入金額(2)に掲げる金額(内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあつては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額をいう。)の占める割合が政令で定める割合以上であること。 (1) 総収入金額から国等(国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額 (2) 受け入れた寄附金の額の総額(第四号二において「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額 (3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額 ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度に
おける判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)その他の内閣府令で定める事項が明らかでない寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。 ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第一項第四号(同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号(同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を制定した道府県(都を含む。)又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること	と。 二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。 イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者(当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に係る者)で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。) ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者(その他特定の範囲の者(前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。))である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。) (1) 会員等 (2) 特定の団体の構成員 (3) 特定の職域に属する者 (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 二 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二

十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の仮認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な

事項は、政令で定める。
(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、

納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の仮認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反してゐるもの 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされてゐるもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの 六 次のいずれかに該当するもの イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの (認定に關する意見聴取) 第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。 一 前条第一号二及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長	二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長以下「国税庁長官等」という。） (認定の通知等) 第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。 一 名称 二 代表者の氏名 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 四 当該認定の有効期間 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所の所在する都道府県の知事(以下「所轄庁以外」の關係知事という。)に対し通知しなければならない。 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府	令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の關係知事に提出しなければならない。 一 直近の事業報告書等(合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第五十二条第四項において同じ。)、役員名簿及び定款等 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し 三 認定に關する書類の写し (名称等の使用制限) 第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。 (認定の有効期間及びその更新) 第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。)は、当該認定の日(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。)から起算して五年とする。 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として認定特定非営利活動を行おうと	する認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前日から三月前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。 4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。 5 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項、第四十五条第一項(第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。)及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。 (役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧) 第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これら
---	--	--	---

の規定中「所轄庁」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）」とする。 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。 （代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等） 第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲	げる事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。 （認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧） 第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならな	い。 一 前事業年度の寄附者名簿 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。 4 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。）を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。 5 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類、第三項
の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。 （役員報酬規程等の提出） 第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。）に提出しなければならない。 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を所轄庁に提出しなければならない。 （役員報酬規程等の公開） 第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類若しくは同条第四項の書類（過去三年間に提出を受けたものに限り。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。 （認定の失効） 第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。	の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。 （役員報酬規程等の提出） 第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。）に提出しなければならない。 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を所轄庁に提出しなければならない。 （役員報酬規程等の公開） 第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類若しくは同条第四項の書類（過去三年間に提出を受けたものに限り。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。 （認定の失効） 第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。	の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。 （役員報酬規程等の提出） 第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。）に提出しなければならない。 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を所轄庁に提出しなければならない。 （役員報酬規程等の公開） 第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類若しくは同条第四項の書類（過去三年間に提出を受けたものに限り。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。 （認定の失効） 第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき第五十一条第四項に規定する場合には、更新拒否処分がされたとき。) 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。) 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。	項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。 (仮認定の基準) 第五十九条 所轄庁は、前条第一項の仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の仮認定をするものとする。 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日(当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によつて消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によつて設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によつて消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日)から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の仮認定を受けたことがないこと。 第六十条 第五十八条第一項の仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とする。 (仮認定の失効) 第六十一条 仮認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の仮認定は、その効力を失う。	一 第五十八条第一項の仮認定の有効期間が経過したとき。 二 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。) 三 仮認定特定非営利活動法人が解散したとき。 四 仮認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。 (認定特定非営利活動法人に関する規定の準用) 第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第十二項及び第三項の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第三項及び第四項中「三年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。	営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。 2 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によつて消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。 4 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によつて消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について
2 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項の規定は、前項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年(同	第六十一条 仮認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の仮認定は、その効力を失う。	第三節 認定特定非営利活動法人等の合併	5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について

て、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当

該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなつた場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人

等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができ。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(第一号にあつては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができ。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を

公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 第四十七条第一号二又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
- 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は仮認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は

前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があつたとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十条第五項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の仮認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替へるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による仮認定の取消し（同条において「仮認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定に

よる命令に従わなかつた場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号二又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があるとき、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があるとき、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは仮認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

別表中第十七号を第十九号とし、第四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 観光の振興を図る活動

五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
別表に次の一号を加える。

二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として
都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 平成二十三年法律第 号の公布の日又はこの法律の公布の日（以下「公布の日」という。）の日以後の日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁

となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並

利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項(定義)を同条第二項に改め、同条第三項から第八項までを削り、同条第九項中「第三項」を「特定非営利活動促進法第四十四条第一項」に、「生じた日」を「生じた日として政令で定める日」に、「各事業年度」を「各事業年度(その取消しの日を含む事業年度終了の日前七年以内に終了した各事業年度に限る。以下この項において同じ。)」に改め、「以外の事業」の下に「特定非営利活動に係る事業に該当するもの」を加え、同項を同条第三項とし、同条第十項を同条第四項とし、同条第十一項を同条第五項とし、同条第十二項中「第四項から第八項まで及び」を削り、「ほか」の下に「第一項に規定する認定特定非営利活動法人が同項の規定により法人税法第三十七条第五項の規定を読み替えて同条第一項の規定を適用する場合の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額その他」を加え、「及び第九項」を削り、同項を同条第六項とする。 第六十八條の九十六の見出し中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第一項中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に、「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項(定義)」を「同法第六十八條の九十六第一項」に改める。 第七十條第十項中「第六十六條の十一の二第三項」を「特定非営利活動促進法第二条第三項」に、「特定非営利活動促進法第二条第一項」を「同条第一項」に改める。 (租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第十條 施行日前に前条の規定による改正前の租	税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第六十六條の十一の二第三項の認定を受けた法人のその認定の有効期間については、なお従前の例による。 2 法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項の認定の申請につき、国税庁長官が施行日以後に行う同項の認定については、なお従前の例による。 3 施行日前に旧租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項の認定を受けた法人(施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。)の国税庁長官が施行日以後に行う旧租税特別措置法第六十六條の十一の二第五項の認定の取消しについては、なお従前の例による。 4 施行日前に旧租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項の認定を受けた法人(施行日以後に第二項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人、その認定の有効期間が終了した法人及び新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。以下「旧認定特定非営利活動法人」という。)については、新特定非営利活動促進法第五十條第一項の規定は、適用しない。 5 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第四十一條の十八の二の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。	6 個人が平成二十四年以後の各年において支出する寄附金の額のうちに旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第四十一條の十八の二の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。 7 新租税特別措置法第六十六條の十一の二第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税(次項に規定する事業年度分の法人税を除く。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。 8 旧認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十六條の十一の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十六條第一項」とあるのは「第七十條第一項」と、同項中「第三十七條の規定を適用する場合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十六條の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七條の規定を適用する場合を除く。)」とあるのは「同条第四項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人等又は認定特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十條第八項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九條(租税特別措置法	の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法第六十六條の十一の二第一項 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例」に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。)が」と、同条第五項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」とする。 9 新租税特別措置法第六十六條の十一の二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項及び次項において同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。 10 法人が施行日以後に終了する事業年度において支出する寄附金の額のうちに旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十六條の十一の二第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。)」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十條第四項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。)」と、「同条第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十六條の十一の二第二項」とする。 11 新租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定
---	--	---	---

を取り消された法人について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項に規定する認定を取り消された法人については、なお従前の例による。

12 施行日以後に第三項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第九項中「第三項」とあるのは、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項」とする。

13 新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に終了する連結事業年度において支出する寄附金の額のうちに旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。」とあるのは「をいい、

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十条第四項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

15 新租税特別措置法第七十条第十項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

16 施行日以後に相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を新租税特別措置法第七十条第一項に規定する申告書の提出期限までに旧認定特定非営利活動法人に対し、当該旧認定特定非営利活動法人の行う新認定特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)をする場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第七十条第十項の規定を適用する。

(地方税法の一部改正)
第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第四十五条の二第二項及び第三百七条の二第一項中「租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人」を「特定非営利活動促進法第二条第三項に規定

する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)第四十五条の二の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

3 旧認定特定非営利活動法人については、新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法

第四十五条の二の規定を適用する。

4 新地方税法第三百七条の二の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三百七条の二第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧認定特定非営利活動法人については、新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第三百七条の二の規定を適用する。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項を次のように改める。

一 削除	
別表第二の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。	

一 指定都市の長	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

一 指定都市の長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の項中「第四十一条第二項」の下に「並びに第六十四条第三項及び第五項」を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八條第二項の規定は、平成二十四

年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十七条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第一条第二号中「第二条、第七条」を「第二条」に改め、「第九十六条」を削る。

附則第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非

営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現するため、特定非営利活動法人の認証制度について、その活動分野を拡大し、二以上の都道府県に事務所を設置する特定非営利活動法人の所轄庁を都道府県知事とし、また、認証制度の柔軟化及び簡素化並びに特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するとともに、特定非営利活動に対する寄附を促進して特定非営利活動法人の財政基盤を確立する観点から、現行の国税庁長官による全国一律の認定制度

を改め、地域に根差した公益の増進に資する特定非営利活動法人を、都道府県知事又は指定都市の長が、地域の実情に応じて認定する制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平年度約三千万円である。

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理 枝野 幸男
国 務 大 臣

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第一条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第一項及び第三十四条の六第一項において」を「以下」に改める。

第三条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十条第二項第二号中「定める株式」を「定める株式等」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十六条第一項中「(当該金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあつては銀行持株会社等を除き、当該金融組織再編成が株式移転である場合にあつては当該金融組織再編成により株式移転設立完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために同条第一項の申込みをする金融機関等を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「同条第二項」を「同項」に改め、同条第二項中「金融機関等は」の下に「前項に規定する経営強化計画に代えて、」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「提出しなければならない」を提出することができに改め、同条第三項中「行う金融機関等」の下に「(前項各号に掲げる金融機関等を除く。)」を加える。

第十七条第一項第四号二「金融機関等」を「金融機関等(当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等)」に改め、同条第四項の表中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に、「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に、「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改め、同条第六項中「前条第二項」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項中」金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合にあつては当該農林中央金庫を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農林中央金庫」を、「第十六条第一項中」「金融機関等は」とあるのは「金融機関等（農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農林中央金庫は」と、「提出する」ことができる」とあるのは「提出しなければならぬ」に改め、同条第二項中「第十六条第一項中」「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該農業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農業協同組合連合会」を、「第十六条第一項中」「金融機関等は」とあるのは「金融機関等は」とあるのは「金融機関等（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農業協同組合連合会が農業協同組合連合会を除く。以下この項においては同じ。」と、同条第二項中「次に掲げる金融

機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは「金融組織再編成（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農業協同組合連合会は」と、「提出することができ」とあるのは「提出しなければならない」に改め、同条第三項中「第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該漁業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては、当該漁業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。」は」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは「金融組織再編成（漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である漁業協同組合連合会は」と、「提出することができ」とあるのは「提出しなければならない」に改め、同条第四項中「第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該水産加工業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融

機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である水産加工業協同組合連合会」を「第十六条第一項中「金融機関等」とあるのは「金融機関等（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては、当該水産加工業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。）は」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは「金融組織再編成（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である水産加工業協同組合連合会」と、「提出することができる」とあるのは「提出しなければならない」に改める。

第十九条第三項第四号二中「計画提出金融機関等」を「計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等）」に改め、同条第四項の表中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に、「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に、「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第二十五条第二項中「当該協同組織金融機関が基準適合金融機関等でない場合にあつては、当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容」を削る。

第二十六条及び第三十四条の二中「平成二十

四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第八条を附則第二十六条とし、附則第七条の次に次の十八条を加える。

(震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第八条 銀行持株会社等以外の金融機関等で
あつて、信用を供与している者の財務の状況
が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に
発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴
う原子力発電所の事故による災害をいう。以
下同じ。）により相当程度悪化したことその他
の東日本大震災の影響により自己資本の充実
を図ることが主として業務を行っている地域
における円滑な信用供与を実施するために必
要となつたもの（以下「震災特例金融機関等
という。）は、機構に対し、平成二十九年三月
三十一日までに当該震災特例金融機関等の自
己資本の充実のために行う株式等の引受け等
に係る申込みを行うことができる。この場合
において、当該震災特例金融機関等は、主務
省令で定めるところにより、機構を通じて、
次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主
務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えな
いものであつて、事業年度の終了の日を終
期とするものに限る。）

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円
滑化その他の当該震災特例金融機関等が主
として業務を行っている地域における経済
の活性化に資する方策として主務省令で定
めるもの

三 株式等の引受け等を求める額及びその内容 四 収益の見通しその他政令で定める事項 2 震災特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、機構に対し、平成二十九年三月三十一日までに当該子会社（以下「震災特例対象子会社」という。）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該震災特例対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。 一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終期とするものに限る。） 二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの 三 当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその震災特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期 四 当該震災特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項 3 震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が前二項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前	二項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第二章（第五条第二項を除く）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三条第一項中「株式等の引受け等当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第二項中「株式等の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第五条第一項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号から第五号まで及び第八号から第十一号までに掲げる要件に該当し、かつ、第三条第一項に規定する金融機関等又は同条第二項に規定する子会社が附則第八条第一項に規定する震災特例金融機関等又は同条第二項に規定する震災特例対象子会社」と、同項第三号中「前条第一項第七号」とあるのは「附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、同項第九号中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「株式等の引受け等」とあるのは「対象子会社に対して行う株式等の引受け等」と、同項第十一号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第三項中「が発行する株式の引受け」とあるのは「に対して株式等の引受け等」と、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株式	を」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式を」と、「議決権制限等株式」とあるのは「議決権制限株式」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と、第九条第一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号から第五号までに掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、第十条第一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第十二条第一項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終期とするものに限る。）及び附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、同条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号及び第四号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、第十三条第三項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第四項の表中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第十四条第三項中「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終期とするものに限る。）」、附則第八条第一項第二号に掲げる事項及び収益の見通し」と、同表下欄中「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終期とするものに限る。）」、附則第八条第二号に掲げる事項及び収益の見通し」と、同条第八項及び第九項第一号中「である株式の発行者」とあるのは「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」と、同項第三号中「である株式の処分をする」とあるのは「又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける」と、同条第十項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定めると」、同条第十二項中「承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等」とあるのは「承継金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの」と、同項
---	---	--

の表中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第三十五条第二項第一号中「金融機関等」とあるのは「金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第九条 震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等(第十五条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下同じ。)は、機構に対し、平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実に伴う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものである)であつて、事業年度の終了の日を最終期とするものに限る。

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の

円滑化その他の当該金融機関等(当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあってはその子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等(銀行持株会社等を除く。))の自己資本の充実に伴う株式等の引受け等の申込みをする場合にあっては当該新たに設立される金融機関等。二及び次号において「業務実施金融機関」という。が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ロ 当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

ハ 組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が第十六条第一項第五号二に規定する対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

ニ 業務実施金融機関における収益の見通し

四 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五 その他政令で定める事項

2 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成(第十五条第一項に規定する特定組織再編成をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。

3 震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出と同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章(第十七条第二項を除く。)、第五章及び第六章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第十五条第一項中「株式等の引受け等」当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第二項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、第十七条第一項中「次に掲げる要件のすべてに該

当する」とあるのは「第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第八号までに掲げる要件に該当し、かつ、第十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が附則第九条第一項に規定する組織再編成金融機関等に該当する」と、同項第四号イ中「前条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、同号ハ中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「当該株式等の引受け等」とあるのは「当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等」と、同項第八号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第三項中「が発行する株式の引受け」とあるのは「に対して株式等の引受け等」と、同条第六項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、同条第八項中「議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、「その子会社等の」とあるのは「その子会社等」と、第七條第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、「議決権制限等株式」とあるのは「議決権制限株式」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、第十九条第二項中「第十六條第一項第五号ハ又は二」とあるのは「第十六條第一項第五号ハ又は附則第九条第一項第三

号八」と、同条第三項中「第一号から第三号まで、第四号イから二まで」とあるのは「第三号、第四号イから八まで」と、「第十六条第一項第五号ハ又は二」とあるのは「第十六条第一項第五号ハ又は附則第九条第一項第三号ハ」と、「第一号から第九号までに掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号、第四号イから八まで、ホ及びヘ並びに第五号から第九号までに掲げる要件」と、同項第四号イ中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、同号ヘ中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「当該株式等の引受け等」とあるのは「当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等」と、同項第八号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第五項中「第十七条第二項、第三項」とあるのは「第十七条第三項」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株式」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と、「議決権制限等株式の」とあるのは「議決権制限株式の」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式」と読み替えるほか」と、第二十二号、第四号並びに第五号イ及びロ」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えない

ものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第九条第一項第三号イ」と、同条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号及び第四号に掲げる要件」と、同項第三号中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、第二十三条第三項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第五項の表第十九条第三項の項中「第四号イから二まで」とあるのは「第四号イから八まで」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表前条第一項の項中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、第二十四条第三項中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項（当該経営強化計画に同号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。）その他主務省令で定める事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び収益の見通しその他主務省令で定める事項（同号に規定する経営強化計画に附則第九条第一項第三号イに掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。）と、同条第四項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号から第五号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号

イ」と、同条第六項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第三項中「同号」とあるのは、「同項」と読み替えるほか」と、同項の表第三項の項中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）と、同条第七項及び第八項第一号中「である株式の発行者」とあるのは「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」と、同項第三号中「である株式の処分をする」とあるのは「又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける」と、同条第九項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第十一項の表第十九条第三項の項中「第四号イから二まで」とあるのは「第四号イから八まで」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表第二十二条第一項の項中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、同条第十二項中「承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等」とあるのは「承継組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの」と、

同項の表第十九条第三項の項中「第四号イから二まで」とあるのは「第四号イから八まで」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表第二十二条第一項の項中「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、第三十五条第二項第四号中「組織再編成金融機関等」とあるのは「組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例）

第十条 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつた協同組織金融機関をいう。以下同じ。）である場合には、当該震災特例協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの 三 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容 四 収益の見通しその他政令で定める事項 2 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例組織再編成協同組織金融機関(当事者の全部又は一部が震災特例協同組織金融機関である金融組織再編成(協同組織金融機関を当事者とするもの)に限る。以下この条において同じ。)の当事者である協同組織金融機関をいう。以下同じ。)である場合には、当該震災特例組織再編成協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。 一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。) 二 金融組織再編成の内容及び実施時期 三 当該震災特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項 イ 当該申込みに係る対象協同組織金融機関(第二十五条第一項に規定する対象協同組織金融機関をいう。第四項において同じ。)に係る中小規模の事業者に対する	信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの ロ 当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容 ハ 当該対象協同組織金融機関における収益の見通し 四 当該震災特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該震災特例組織再編成協同組織金融機関(経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。)が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項 五 その他政令で定める事項 3 震災特例組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該震災特例組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。 4 協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該対象協同組織金融機関(当該震災特例組織再編成協同組織金融機関が同項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織	再編成が特定組織再編成でない場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。)は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画(当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画)を主務大臣に提出するとともに、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、同条第二項に規定する経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。 5 震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、第一項の規定により提出する経営強化計画を第二十五条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同条第二号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、第二項の規定により提出する経営強化計画を同条第一項の規定により提出する同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画と、第二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同条に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、前項の規定により提出する経営強化計画及び経	営強化指導計画を第二十七条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項の規定による経営強化指導計画の提出とそれぞれみなして、第四章及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十八条第一項第一号中「適合する」とあるのは「適合し、かつ、附則第十条第一項に規定する震災特例協同組織金融機関に該当する」と、同号イ中「第五条第一項第一号から第五号まで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第十条第一項第二号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること
--	--	---	--

並びに第十七条第一項第四号ロ及びハ」と、同条第三項中、「第一項の規定による決定について」とあるのは「第一項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」と、第三十条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号から第六号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第十条第一項第二号」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「第二項第三号イ」と、第三十三条第一項中「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第十条第一項第二号」と、第三十四条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）」と、「同項第七号又は第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第十条第一項第二号又は第二項第三号イ」と、「第四条第一項第七号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「含む。」とあるのは「含む。」及び収益の見通し」と、同条第七項の表前条第一項の項中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第十条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例）

第十一条 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、震災特例協同組織金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確認に見通すことが困難となったと認められるもの（以下「特定震災特例協同組織金融機関」という。）である場合には、当該特定震災特例協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項並びに同条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容を記載した経営強化計画（以下「特定震災特例経営強化計画」という。）の提出を求めることができる。

一 特定震災特例経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 経営指導契約（特定震災特例協同組織金融機関の経営の改善を支援するため、協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関との間で締結する契約であつて、当該協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織中央金融機関の経営の改善のために指導その他必要な措置を講じ、当該特定震災特例協同組織中央金融機関が当該措置に基づき適切に業務を実施することを約するものをいう。以下この条において同じ。）

の内容

三 被災債権（東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。以下この号、第三項第三号イ及び附則第十九条第五項において同じ。）の譲渡その他の処分について損害担保契約（被災債権に係る債務の全部又は一部の弁済がされないこととなった場合において、その被災債権に係る債権者に対してその弁済がされないこととなった額の一部を補填するための契約をいう。同条第一項及び第五項において同じ。）を特定震災特例協同組織金融機関が行う場合にあつては、その旨及びその内容

四 第四条第一項第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

2 協同組織中央金融機関が前項の規定により特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出する経営強化指導計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画（以下「特定震災特例経営強化指導計画」という。）及び当該申込みの対象となる信託受益権等（第二十五条第一項に規定する信託受益権等をいう。以下この条において同じ。）に係る信託契約等（信託受益権等に係る資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産の譲受けに係る契約を含む。次項において同じ。）の契約書の写しを主務大臣に提出するとともに、当該特定震災特例協同組織金融機

関は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項の規定により提出した特定震災特例経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該申込みに係る信託受益権等に係る特定震災特例協同組織金融機関がこの項の規定により提出する特定震災特例経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項

四 その他政令で定める事項

3 主務大臣は、前項の規定により特定震災特例経営強化計画並びに特定震災特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五条第五項の規定を準用する。

一 特定震災特例協同組織金融機関が次のいずれにも適合するものであること。

イ 特定震災特例経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

口 特定震災特例経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 ハ 当該特定震災特例協同組織金融機関が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない協同組織金融機関でないこと。 二 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該特定震災特例協同組織金融機関による当該特定震災特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。 二 前項の規定により提出された特定震災特例経営強化計画が次のいずれにも適合するものであること。 イ 特定震災特例経営強化計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る特定震災特例協同組織金融機関から前項の規定により提出された特定震災特例経営強化計画の実施に資するものであること。 ロ 特定震災特例経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 三 前項の規定により提出された特定震災特例経営強化計画に記載された第一項第二号に掲げる事項に次に掲げる事項が含まれていること。 イ 協同組織中央金融機関が特定震災特例協同組織金融機関の被災債権の管理及び回収に関する指導その他特定震災特例協同組織金融機関の業務の改善のために必	要な指導及び助言を行い、当該特定震災特例協同組織金融機関は、当該指導及び助言に基づき適切に業務を実施すること。 ロ 協同組織中央金融機関は、特定震災特例協同組織金融機関に対し、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求め、当該特定震災特例協同組織金融機関は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応ずること。 ハ 経営指導契約は、その締結の日から附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものであること。 四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等(第二十五条第一項に規定する取得優先出資等をいう。附則第十三条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条第一項及び第二項において同じ。)に貸付債権がある場合にあっては、当該貸付債権につき、当該信託受益権等に係る信託契約等において、附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、当該特定震災特例協同組織金融機関が、その財務の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した金額に相当する金額の特定震災特例協同組織金融機関の優先出資の引受けを求めることができることが定められていること。 主務大臣が前項の規定による決定をした場	合には、第一項に規定する特定震災特例経営強化計画を第二十五条第一項及び第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、第二項に規定する特定震災特例経営強化計画を同条第二項に規定する経営強化計画と、前項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章(同項を除く。)及び第五章の規定これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第三項中「第五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による決定について」とあるのは「第五条第六項の規定は附則第十一条第三項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について、それぞれ」と、同条第六項中「とあるのは「第五条第六項中」と、第三十条第二項中次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号、第五号及び第六号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該」とあるのは「記載されている第四号第一項第七号に規定する」と、第三十三条第一項中「(限る。)」は「とあるのは「(限る。)」は、主務省令で定めるところにより」と、(場合)には、主務省令で定めるところにより、第四号第一項第一号から第四号まで及び第七号とあるのは「(場合)にあっては第四号第一項第七号及び附則第十一条第一項第一号から第三号まで」と、「経営強化計画を新たに」とあるのは「新たな特定震災特例経営強化	計画を主務大臣に提出し、当該特定震災特例経営強化計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合にあっては変更後の特定震災特例経営強化計画を」と、同条第二項中「対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、」とあるのは「対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該対象協同組織金融機関が前項の規定により新たな特定震災特例経営強化計画を提出する場合にあっては」と、「内容」とあるのは「内容並びに附則第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事項」と、「経営強化計画を新たに」とあるのは「新たな特定震災特例経営強化計画を」と、(場合)には、主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合にあっては変更後の特定震災特例経営強化計画を」と、第三十四条第二項中「次に掲げる要件を」と、第三十四条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号」と、同条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合)にあっては、第四号第一項第七号に掲げる方策を含む。」とあるのは「第四条第一項第七号及び附則第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」と、同条第四項中「内容」とあるのは「内容並びに附則第十一条第一項第
---	--	--	---

二号及び第三号に掲げる事項」と、同条第七項中「経営強化計画又は第五項」とあるのは「特定震災特別経営強化計画（この項において準用する前条第一項の規定により提出されたものを含む。）又は第五項」と、「含む。」又は「とあるのは（含む。）若しくは」と、「」について」とあるのは「又は当該特定震災特別経営強化指導計画（この項において準用する同条第二項の規定により提出されたものを含む。）について」と、同項の表前条第一項の項中「経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）とあるのは（特定震災特別経営強化計画）とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第三項の決定があつたときは、特定震災特別協同組織金融機関及び当該特定震災特別協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、速やかに、経営指導契約を締結しなければならない。

（総会等の特別決議等に関する特例）

第十二条 特定震災特別協同組織金融機関が第二十五条第一項の申込みに係る優先出資を発行する場合における信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条の三第一号、中小企業等協同組合法第五十三条第一号又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十三条第一号に掲げる事項に係る総会又は総代会（以下この条及び附則第十四条第二項において「総会等」という。）の決議又は議決は、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、出席した

会員、組合員若しくは代議員又は総代（次項において「会員等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ。

2 前項の規定により仮にした決議又は議決（以下この条において「仮決議等」という。）があつた場合においては、各会員等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の総会等を招集しなければならない。

3 前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。

（資本準備金に関する特例）

第十三条 附則第十一条第四項の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第二十五条第一項に規定する信託受益権等（附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。以下同じ。）に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの（以下「特別対象協同組織金融機関等」という。）は、信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため、優先出資法第四十二条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金の額を減少して、剰余金の額を増

加することができる。

（自己優先出資の消却に関する特例）

第十四条 特別対象協同組織金融機関等は、前条の規定による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金を計上していない場合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

2 特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会等の決議又は議決によつて消却を行うことができる。

一 前項の規定により増加した剰余金の額をもつて自己の信託受益権等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

二 新たに発行する優先出資の払込金をもつて自己の信託受益権等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

3 前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4 第二項の決議又は議決は、協同組織金融機関の定款の変更の決議又は議決の例による。

（認定の申請）

第十五条 特別対象協同組織金融機関等は、信託受益権等の買取りがあつた日から起算して十年を経過する日（やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務

大臣が認める場合にあつては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日）までに、主務省令で定めるところにより、次条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。

（経営が改善した旨の認定）

第十六条 特別対象協同組織金融機関等は、預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画（以下「特別経営強化計画」という。）を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を申請することができる。

一 特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 第四条第一項第七号に掲げる事項

三 収益の見通しその他主務省令で定める事項

2 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による申請を行う場合には、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、次に

掲げる事項を記載した計画(以下「特別経営強化指導計画」という。)を主務大臣に提出することができる。 一 当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容 二 その他主務省令で定める事項 三 主務大臣は、前二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特別経営強化計画を提出した特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を行うことができる。 一 当該特別対象協同組織金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でないこと。 二 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。 三 当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善したと認められること。 四 特別経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 五 特別経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。	六 特別経営強化指導計画の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。 七 特別経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 八 信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 4 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による認定を受けたときは、当該認定を受けた特別対象協同組織金融機関等が実施している特定震災特別経営強化計画及び当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関が実施している特定震災特別経営強化指導計画は、それぞれその効力を失う。 5 特別対象協同組織金融機関等が第三項の規定による認定を受けた場合には、第一項に規定する特別経営強化計画を第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、第二項に規定する特別経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、第三項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章(同項を除く。)及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第二項中「当該決定」とあるのは、附則第十三条第三項の規定による決定と、同条第三項中「第一項の規定による決定について」とあるのは「附則第十三条第三項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権	等に係る優先出資について、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」と、第三十条第一項中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、同条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号、第五号及び第六号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号口に掲げる方策が記載されているときは、当該」とあるのは「記載されている第四条第一項第七号に規定する」と、同条第三項、第三十一条第一項及び第三十二条中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、第三十三条第一項中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは「協定銀行が当該特別経営強化計画に係る附則第十三条第三項の規定に	による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等」と、「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項」とあるのは「特別経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)」及び第四条第一項第七号に掲げる事項」と、第三十四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、同条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項」当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号口に掲げる方策が記載されている場合にあっては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。」とあるのは「特別経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)」と、第四条第一項第七号及び収益の見通し」と、同条第七項の表前条第一項の項中欄中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは「協定銀行が当該特別経営強化計画に係る附則第十三条第三項の規定による決定
---	--	--	--

を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等」と、同項下欄中「経営強化計画(第四条第二項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。)」とあるのは「特別経営強化計画」と、「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定) 第十七条 特別対象協同組織金融機関等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(次項において「資本整理等実施要綱」という。)を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、事業再構築合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであつて、経営の健全化のために行われるものをいう。以下この項、次項及び次条第一項において同じ。)に伴う資本整理(損失の填補に充てるために当該信託受益権等に係る優先出資に係る権利の全部又は一部を消滅させることをいう。以下同じ。)を可とする旨の認定を	申請することができる。 一 事業再構築の内容 二 資本整理の内容 三 資本整理を行うために次条又は附則第九条の規定に基づく機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容 四 その他主務省令で定める事項 2 主務大臣は、前項の規定により資本整理等実施要綱の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。 一 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないこと。 二 資本整理等実施要綱に記載された事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行つている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること。 三 資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の填補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること。 四 前項第三号に規定する措置を必要としていない場合には、当該措置が資本整理	を行うために必要かつ適切なものであること。 五 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として主務省令で定める場合でないこと。 六 その他政令で定める要件 3 主務大臣は、前項の規定による認定を行うときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。 4 主務大臣は、第二項の規定による認定をした場合において、第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該事項の適切な実施を確保するため、その必要限度において、当該認定に係る特別対象協同組織金融機関等に対し、当該事項の実施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該事項のうち実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。 (優先出資の消却に必要な金銭の贈与) 第十八条 前条第二項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等(以下「認定特別対象協同組織金融機関等」という。)又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であつて第二条第一項第一号から第八号までに掲げるもの(金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。以下「相手方金融機関」という。)は、当該認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優	先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができる。 2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣(労働金庫にあっては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣)に報告しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。次条第三項及び附則第二十一条第二項において同じ。)の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。 4 機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣(当該決定が労働金庫に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。 5 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたときは、当該金銭の贈与の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該金銭の贈与に関する契約を締結しなければならない。 (損害担保契約に係る損失の補填) 第十九条 認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、機構が、認定特別対象
---	---	--	--

協同組織金融機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。 2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。 4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）に報告しなければならない。 5 機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該契約を締結しなければならない。この場合において、当該認定特別対象協同組織金融機関等又は当該相手方金融機関は、当該契約に係る損害担保契約の対象となる被災債権について利益が生じたときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければならない。 （機構の業務の取扱） 第二十条 前二条の規定による機構の業務は、預金保険法第三十四条第三号に掲げる業務と	みなして同法の規定を適用する。 （機構における勘定間の繰入れ） 第二十一条 機構は、附則第十八条の規定による業務の実施により、前条の規定の適用を受けて一般勘定（預金保険法第四十一条に規定する一般勘定をいう。以下この項及び次項において同じ。）から支出された金額、資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行うおととする場合において、同法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額を超える部分に相当する金額に限る。）の範囲内に限り、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十五条第一項に規定する金融機能早期健全化勘定をいう。第三項において同じ。）から一般勘定に繰り入れるものとする。 2 機構は、附則第十七条第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から、当該損失の額、資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行うおととする場合において、預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事	故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額に限る。）の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法の規定を適用する。 3 機構は、附則第十七条第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該損失の額から前項の規定により金融機能強化勘定に繰入れをした金額を控除した金額の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。 4 第一項又は前項の規定による繰入れについては、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十四条に規定する金融機能早期健全化業務とみなして同法の規定を適用する。 （協同組織金融機能強化方針の特例） 第二十二条 協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機関等（第三十四条の二に規定する協同組織金融機関等をいう。次項において同じ。）であつて信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っ	ている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたものに特定支援（第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。次項において同じ。）を行うために第三十四条の二の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の發揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの 二 前号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針 三 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの 四 取得優先出資（第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次項において同じ。）の払込金又は取得貸付債権（同条第三項に規定する取得貸付債権をいう。次項において同じ。）の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨 五 収益の見通しその他政令で定める事項 2 前項第二号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項
---	---	--	--

の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第四号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った協同組織中央金融機関等（第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。 3 協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織中央金融機関強化方針の提出をする場合には、当該協同組織中央金融機関強化方針を第三十四条の三第一項に規定する協同組織中央金融機関強化方針と、当該提出を同項の規定による協同組織中央金融機関強化方針の提出とそれぞれみなして、第四章の二から第六章までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三十四条の四第二項中「前条第三項」とあるのは、「附則第二十二條第二項」と、「同条第一項第三号」とあるのは、「同条第一項第二号」とするほか、必要	な技術的読替えは、政令で定める。 （罰則） 第二十三条 附則第十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。 第二十四条 附則第十七条第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。 第二十五条 特別対象協同組織中央金融機関等の理事又は清算人（第二号にあつては、相手方金融機関の取締役、執行役又は理事を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 一 附則第十三条の規定により主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。 二 附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたとき。 （金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正） 第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法平成十四年法律第九十号の一部を次のように改正する。	第三條中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。 附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （協定銀行が株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等の対象子会社に係る経営強化計画についての経過措置） 第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に金融機関等（第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）のうち発行金融機関等（旧法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいう。）、対象金融機関等（旧法第十四条第一項に規定する対象金融機関等をいう。）又は対象子会社等（旧法第十四条第七項に規定する対象子会社等をいう。）であるもの（以下「資本参加金融機関等」という。）が第一条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「新法」という。）附則第八条第一項に規定する震災特例金融機関等（協定銀行（旧法第五条第一項第十号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が株式等の引受け等（旧法第二条第三項に規定する株式等の引受け等をいう。次条第一項において同じ。）を行わなかったと仮定した場合に、信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災（新法附則第八条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により相当程度悪化したことそ	の他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となる資本参加金融機関等を含む。）又は新法附則第八条第二項に規定する震災特例対象子会社（協定銀行が株式の引受けを行わなかったと仮定した場合に、信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となる資本参加金融機関等を含む。）である場合には、当該資本参加金融機関等は、新法第九条第一項（新法第十三条第四項（新法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画に代えて、第九条第一項計画（新法附則第八条第一項又は第二項に規定する経営強化計画をいう。）を、新法第十二条第一項（新法第十三条第四項（新法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画に代えて、第十二条第一項計画（新法附則第八条第三項の規定による読替え後の新法第十二条第一項の規定により提出する経営強化計画をいう。）を、新法第十三条第三項（新法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画に代えて、第十三条第三項計画（新法附則第八条第一項又は第二項に規定する経営強化計画の記載事項（以下この項において
--	---	--	--

「基本記載事項」という。及び新法附則第八条第三項の規定による読替え後の新法第十三条第三項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。を、新法第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する経営強化計画に代えて、第十四条第三項計画(新法附則第八条第三項の規定による読替え後の新法第十四条第三項に規定する経営強化計画をいう。を、新法第十四条第十項の規定により提出する経営強化計画に代えて、第十四条第十項計画(基本記載事項及び新法附則第八条第三項の規定による読替え後の新法第十四条第十項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。を、それぞれ、主務省令で定めるところにより、預金保険機構(以下「機構」という。)を通じて、主務大臣に提出することができる。

2 前項の規定により経営強化計画の提出をしよとする資本参加金融機関等は、あらかじめ、同項に規定する震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に該当することについて、主務大臣の承認を受けなければならない。

3 資本参加金融機関等が第一項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、同項の規定による経営強化計画の提出を新法附則第八条第一項又は第二項の規定による申込みとみなして、同条第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前二項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画

の提出を同条第一項」とあるのは、「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下「強化法等改正法」という。))附則第二条第一項の規定により提出する同項に規定する第九條第一項計画(以下この項において「第九條第一項計画」という。))を第九條第一項第十三條第四項第十四條第十二項において準用する場合を含む。又は第十四條第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。に規定する変更後の経営強化計画と、第九條第一項計画の提出を第九條第一項の規定による変更後の経営強化計画の提出と、強化法等改正法附則第二条第一項の規定により提出する同項に規定する第十二條第一項計画(以下この項において「第十二條第一項計画」という。))を第十二條第一項第十三條第四項第十四條第十二項において準用する場合を含む。又は第十四條第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定により提出する経営強化計画と、第十二條第一項計画の提出を第十二條第一項の規定による経営強化計画の提出と、強化法等改正法附則第二条第一項の規定により提出する同項に規定する第十三條第三項計画(以下この項において「第十三條第三項計画」という。))を第十三條第三項第十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定により提出する経営強化計画と、第十三條第三項計画の提出を第十三條第三

項の規定による経営強化計画の提出と、強化法等改正法附則第二条第一項の規定により提出する同項に規定する第十四條第三項計画(以下この項において「第十四條第三項計画」という。))を第十四條第三項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。に規定する経営強化計画と、第十四條第三項計画の提出を同条第三項の規定による経営強化計画の提出と、強化法等改正法附則第二条第一項の規定により提出する同項に規定する第十四條第十項計画(以下この項において「第十四條第十項計画」という。))を第十四條第十項の規定により提出する経営強化計画と、第十四條第十項計画の提出を同項とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(協定銀行が株式等の引受け等を行った金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る経営強化計画等についての経過措置)

第三条 施行日において現に計画提出金融機関等(旧法第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等をいう。)、発行組織再編成金融機関等(旧法第二十三條第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいう。)、対象組織再編成金融機関等(旧法第二十四條第一項に規定する対象組織再編成金融機関等をいう。))又は対象組織再編成子会社等(同条第六項に規定する対象組織再編成子会社等をいう。))である金融機関等(以下「資本参加組織再編成金融機関等」という。))が当事者の全部又は一部が新法附則第八条第一項に規定する震災特例金融機関等(協定銀行が株式等の引受け等を行わなかったと仮定した場合に、信用を供与している者の財務の状況が東日

本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となる資本参加組織再編成金融機関等を含む。に該当することとなった金融組織再編成(新法第二条第六項に規定する金融組織再編成をいう。以下同じ。))の当事者である金融機関等である場合には、当該資本参加組織再編成金融機関等は、新法第十九條第一項(新法第二十三條第五項(新法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))又は第二十四條第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。の規定により提出する経営強化計画に代えて、第十九條第一項計画(新法附則第九条第一項に規定する経営強化計画をいう。))を、新法第二十二條第一項(新法第二十三條第五項(新法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))又は第二十四條第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。の規定により提出する経営強化計画に代えて、第二十二條第一項計画(新法附則第九条第三項の規定による読替え後の新法第二十二條第一項の規定による読替え後の新法第二十三條第三項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定める事項を記載した経営強化計画

2 前項の規定により経営強化計画の提出をしよ
うとする資本参加協同組織金融機関等は、あら
かじめ、同項に規定する震災特例協同組織金融
機関又は当事者の全部若しくは一部が同項に規
定する震災特例協同組織金融機関に該当するこ
ととなった金融組織再編成の当事者である協同
組織金融機関に該当することについて、主務大

3

進に関する特別措置法の一部を改正する法律

改正法」という。)附則第四条第一項の規定によ

る。

第五條 租稅特別措置法(昭和三十一年法律第二

る。

する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四

第八十条の二第二項第一号中「第五条第一項」

り適用される場合を含む。」を加える。

前条の規定による改正後の租税特別措置

であるときに、ついでに準用する。

の臨時特例に関する法律の一部改正)

める。

第五章中第四十一条の次に次の一条を加え

減

する法律（平成二十三年法律第 号）の施

行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に金融機関等が提出したこれらの経営強化計画又はこれらの変更後の経営強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定又は承認の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 一 株式会社の設定又は資本金の額の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 千分の一・五 二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の一・五) 三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一・五 四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の一 五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得(次号に掲げるものを除く。) 千分の一 六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権	の取得 千分の〇・五 2 特定金融機関等が、前項の期間内に、新設分割又は吸収分割を行った場合における同項(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)の規定の適用については、同項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「分割」とする。 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第八条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十一条の二の規定は、同条第一項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が附則第二条第三項の規定により新法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画又は附則第三条第三項の規定により新法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る新法第九条第一項又は第十九条第一項の規定による主務大臣の承認に係るものであるときについて準用する。 (預金保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第九条 預金保険法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。 附則第五条中第十七条第四項の表の改正規定及び第十九条第四項の表の改正規定を削る。 (政令への委任) 第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	理 由 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期すもので、その主な内容は次のとおりである。 1 震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例等 震災特例金融機関等(東日本大震災の影響により、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために、自己資本の充実が必要となった金融機関等をいう)が国の資本参加を受けようとする場合の経営強化計画の策定において、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性・効率性等の向上の具体的な目標を求めな	い等の震災の特例を設けること。 2 協同組織中央金融機関による特定震災特例協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特例 (一) 特定震災特例協同組織金融機関(東日本大震災の影響により、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために、自己資本の充実が必要となった協同組織金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるものをいう。)について、協同組織中央金融機関の特性に鑑み、国と協同組織中央金融機関が共同して資本参加を行う枠組みを設けること。 (二) (一)の枠組みにおいて、協同組織中央金融機関は資本参加を受ける特定震災特例協同組織金融機関の経営を指導する役割を担うとともに、将来の事業再構築に伴い繰越損失の処理が必要となった場合には預金保険の資金等を活用することにより参加資本を整理することを可能とすること。 3 国の資本参加等の申請期限の延長 国の資本参加等の申請期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。 4 施行期日 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
---	---	---	---

二 議案の可決理由

本案は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期すもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十三年六月八日

財務金融委員長 石田 勝之

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災で被災した中小企業者及び住宅ローン利用者等における二重債務の問題については、被災者の生活・経営の再建に資するよう、国として、必要な対応について、早急に検討を進めること。

一 協同組織金融機関の特例に関し、原発地域の金融機関も含め事業再構築等の申請期限の延長の申出がある場合、実情を十分に勘案して適切に対処すること。

明治二十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二三〇円 二二〇円（バ）